

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年12月8日(火)午前 9時02分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員 長	平原 志保 君	副委員 長	鈴木 てるみ 君
委員	山田 龍治 君	委員	仮屋 国治 君
委員	新橋 実 君	委員	植山 利博 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	松枝 正浩 君	議員	宮田 竜二 君
議員	川窪 幸治 君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	西田 正志 君	保健福祉部特任次長 兼医療センター整備対策監	)	林 康治 君
保健福祉政策課長	川畑 信司 君	保健福祉部参事兼子育て支援課長		砂田 良一 君
保険年金課長	末原 トシ子 君	税務課長		浮邊 文弘 君
収納課長	萩元 隆彦 君	保健福祉政策課主幹		野村 譲次 君
保険年金課主幹	末増 あおい 君	子育て支援課子ども・子育て支援G長		出口 幹広 君
税務課市民税グループ長	秋丸 健一郎 君	子育て支援課子ども・子育て支援Gサブリーダー		松下 孝史 君
保険年金課国民健康保険Gサブリーダー	大浦 好一郎 君	税務課市民税Gサブリーダー		禱 貴子 君
子育て支援課子ども・子育て支援G主査	堀之内 聖正 君			
教育部長	出口 竜也 君	教育総務課長		西 敬一朗 君
学校教育課長	芝原 睦美 君	社会教育課長		新門 勝利 君
学校教育課課長補佐	久留 理剛 君	社会教育課課長補佐		慶田 弦 君
教育総務課主幹	町田 信彦 君	学校教育課主幹		福永 清美 君
教育総務課教育政策グループ長	堀ノ内 周作 君	社会教育課学習支援グループ長		井上 寛昭 君
教育総務課教育施設Gサブリーダー	小濱 直人 君	教育総務課主任技師		後迫 豊 君
学校教育課指導主事	島添 岳大 君	学校教育課学事グループ主事		橋口 恭司 君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

霧島市社会保障推進協議会 山下 義仁 君  
霧島市社会保障推進協議会 平田 優 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫 由貴 君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第 85号：霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 86号：霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について

議案第 106号：指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）

議案第 107号：指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）

議案第 109号：請負契約の締結について

議案第 110号：請負契約の締結について

議案第 111号：財産の取得について

議案第 112号：財産の取得について

陳情第 7号：霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 9時02分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る12月1日に本委員会に付託されました議案8件及び陳情1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき、進めてまいります。それでは審査に入ります。

△ 議案第106号 指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）

△ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）

○委員長（平原志保君）

まず、議案第106号及び議案第107号、指定管理者の指定について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

議案第106号及び議案第107号の指定管理者の指定について御説明します。糸走地区共同利用施設及び霧島市隼人真孝西集会所について、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、引き続き、社会教育課長が説明しますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

○社会教育課長（新門勝利君）

議案第106号及び議案第107号について御説明します。議案書の59ページをお開きください。糸走地区共同利用施設については、現在、糸走自治会を指定管理者として、適切な維持管理をいただいておりますが、本年度末で指定期間が満了します。当該施設は、地域に根ざした施設であり、同自治会が管理運営を行うことにより、施設の効用が最大限に発揮されるとともに、管理経費の縮減も図られることなどを踏まえ、引き続き令和3年度から5年間、同自治会を指定管理者に指定しようとするものです。次に、議案書の61ページをお開きください。霧島市隼人真孝西集会所については、現在、真孝西自治公民会を指定管理者として、適切な維持管理をいただいておりますが、本年度末で指定期間が満了します。当該集会所は、地域に根ざした施設であり、同公民会が管理運営を行うことにより、施設の効用が最大限に発揮されるとともに、管理経費の縮減も図られることなどを踏まえ、引き続き令和3年度から5年間、同公民会を指定管理者に指定しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。まず、議案第106号、糸走地区共同利用施設に関する指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

糸走地区の共同利用施設でありますけれども、鹿児島空港が開設されたときに航空機騒音防止の対策事業として造られたという、そういう経緯があるのですけれども、かなり年数も経っているのですけれども、まず築年数とそしてそれからこれまでにどういう改修などを行ってきたのか、その辺のことをちょっと御紹介いただけませんか。

○社会教育課長（新門勝利君）

糸走地区共同利用施設については、昭和49年に建設をされております。その間、耐震診断等もしておりますが、特に大きな修理という形では今までは把握していないところです。

○委員（宮内 博君）

把握していないということで、先日ちょっと見させてもらったのですけれども、外壁の塗装なども、まだ最近施したのかなという感じを受けたのですけれども、中のほうをちょっと見るができなかつ

たので、中の老朽化の度合いでありますとか、あるいは自治公民会等からの要望とか、そういうのは適切に対応ができていますかどうか。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

修繕につきましては、本年度糸走のほうから要望がありました、LEDの照明を購入しております。修繕につきましては御要望を聴きながら、予算の範囲内かどうか、こちらのほうも対応していきたいと考えております。

○委員長（平原志保君）

ちょっと済みません。ちょっと聴き取れなくて申し訳ないです。LEDの照明の要望があって、それはもう付けられたということですのでよろしいですか[「はい」と言う声あり]。

○委員（下深迫孝二君）

今、この指定管理された中で、何か苦情等が指定管理者に対してきているという事実はないのかどうかお伺いします。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

苦情なりというのはきていないというふうにこちらのほうでは把握しております。

○委員（宮内 博君）

ちょうど消防の詰所が3年ほど前ですかね、2年か3年ほど前に、この共同利用施設に隣接する同じ敷地内に建設されているわけです。そうしますと、その利用頻度というのが大分変わってきたのではないのかなと思いますけれども、その辺の関係は、従前は実際、共同利用施設から200mくらい離れた所に詰所はあったのですけれども、それが新しく改修されて、同じ敷地内に建設をされているというような状況の変化があるのですけれども、そのへんはどういう状況なのか、そして、今回の指定管理に当たってその辺はどのような議論がなされているのかお聴きをしておきます。

○社会教育課長（新門勝利君）

今、委員御指摘の部分についてはお聴きはしておりますけれども、それについて、また共同利用施設のほうの利用とか、そういうことに関して何か影響があるというような話はちょっとまだ地元自治会からは聞いていない現状でございますので、今のところそういったところです。

○委員（新橋 実君）

ここは私も現地はよくわからないのですけれども、ここの地区は50世帯ということで、子供たちがどれくらいいるのかわからないのですけれども、地区によっては、その公民館を使って、塾とか書道教室とかいろんなのをやったりする。年間利用料金はゼロということなのですけれども、例えば部外者が入ってきて、そこの公民館を貸してくれと、そういった利用はあるのかなのか、まずそこをお伺いします。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

公民館の利用につきましては、こちらのほうでは自治会員の方、あとは各種会合を開く時に参加者の方、あと選挙の時に使われると、このようなふうに使われているというところを把握しております。

○委員（新橋 実君）

ということは、例えばよその方がそこの公民館を借りることはないということでは理解してよろしいですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

そういうことで御理解いただければいいと思います。利用料金がゼロというところもそういうことで、地元の方が使うという形で考えております。

○委員（宮内 博君）

ただ、利用料金はゼロであっても、市民に開放された施設の一つであるということには変わりはないわけで、だから部外者から利用したいという申出があれば、その断るということにはならないと思うのですけれども、そこのところはきちんとそういう形で運営がなされるようにされているということを確認してよろしいですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

そのとおりだと思います。

○委員（山田龍治君）

この指定管理は、当然、管理料を管理者にお支払いしていると思うのですが、口述にもありませんとおり、経費削減の縮減も図られることということも記載してあるのですが、ここに指定管理者に移管したことによって、どのくらいの経費削減ができたのか、それまで含めて御説明ください。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

今回の指定管理につきましては、委託料は発生しておりません。

○委員（新橋 実君）

この公民館は、昭和49年に造ってあるわけですがけれども、トイレはどのような形になっているのか、合併浄化槽になっているのか、それともくみ取りなのか、その辺はどうなのですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

合併浄化槽であります。先ほどちょっとグループ長からもありましたけれども、指定管理料は発生していないのですが、地元の方には電気、水道、ガスを負担していただいて、あとのそういう合併浄化槽の手数料とか建物の保険代とか、そういうのは市のほうでみております。トイレは合併浄化槽はそういうことです。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

トイレのほうにつきましては、和式と洋式、1基ずつございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、和式、洋式1つずつ、ということは男子女子分かれているとかそういったことではなくて、世帯数も少ないから一緒になっているということですか。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

委員のおっしゃるとおりです。

○副委員長（鈴木てるみ君）

私も先日、一人で現地調査に行ってきたのですがけれども、建物の老朽化もなのですが、私が気になったのは、エアコンのちょっと古さかなと思ってですね。2002年製と2010年製。この5年間のうちにも壊れたとしても、もう部品がないのではないかなと思ったりして、そうなった場合のその買換えというのはどういう取決めになっているかお伺いします。

○社会教育課長（新門勝利君）

もう既存で最初整備したそういう空調が壊れたということになれば、古いのですが、まだそこが御要望としては上がってきていないので。もしそれで、当然、建てた頃からのやつであればそれ以後にちょっと更新したかはわからないですが、故障した際はこちらで対応することになると思います。

○委員（植山利博君）

利用のありかたの確認なのですが、先ほどから利用料はゼロだと。宮内委員の質疑の中で、他の自治会の方が使ってもいいような形になっているのですかという問いがあつて、使えますということでした。それで他の自治会の方が使う場合に、利用料の設定があるのかないのか。利用料はゼロですから、実績はないわけですがけれども、そこのところはどうなっていますか。

○社会教育課長（新門勝利君）

当然、共同利用施設の設置及び管理というところの条例の中に、利用料という記載がありますので、外部の方が使えば、その利用料を利用料金の別表の利用料金のところは設定して御利用いただくことになると思います。ただ、実態としてはそういう実績があまりないと。本当に地域に密着した施設だということで、本当にコミュニティの拠点だというふうに我々は理解しております。

○委員（植山利博君）

一般的には、自治会も自治会以外の方も利用はできるという、霧島市内の自治公民館を利用ができ

るという理解でいいのですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

そのとおりです。

○委員（植山利博君）

これは最近、相談を受けた事例なのですけれど、ある自治会が自治公民館をその自治会の中の住民が他の自治会の方とサークルで使う目的で使いたいということを自治会長さんか役員の方かに申し出られたら、それは困るというような事例があったということです。今、市としては自治公民館は、当該の自治会以外の住民も合理的な利用料を払って、利用できるということを、やはり周知をする必要があるのではないかと思いますけれど、いかがですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

当然、市が建てて市が管理している条例があって、特にこの共同利用施設もそうですし、集会施設もそうですが、今のお話はひょっとしたら、自治会が建てて自治会が管理するものであれば、その自治会の方たちの考え方があるでしょうけれども、当然、市の条例に関して、ここの共同利用施設もそうですし、真孝西の集会所もそうですけれど、そこについては今、委員がおっしゃった考え方でいくものだと考えています。

○委員（植山利博君）

自治会が管理をする施設で、当然、市も補助金を出していますよね。2分の1とか。その辺の位置付けはどのようなふうにご考えられていますか。

○社会教育課長（新門勝利君）

教育委員会の管轄で言えば、当然市立公民館、これは社会教育法に基づく公民館。それで、今回御提案させていただいているここの二つの施設については、その社会教育課が管理しているけれど社会教育法には基づいていない。それぞれ先ほど冒頭、宮内委員からも言われましたけれども、空港の騒音の事業によって共同利用施設という名前が付くものが建てられた経緯もありまして、それを社会教育課の管轄の中で公民館という表現をしている場所もありますことと理解しています。ただ、そこは市民活動推進課が持っている施設等もありますので、自治会で所有しているものは自治会で、ただ、補助金が入っているからその活用についてどうのこうのというのは、私のところではちょっと答弁しかねますけど、そういった認識では整理はしないといけないうのかなというふうに思っております。

○委員長（平原志保君）

もうよろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

じゃあ次に行きます。真孝西集会所でよろしいです。

○委員（新橋 実君）

こちらの隼人真孝西のほうの集会所の件なのですけれども、こちらは非常に年間利用者が251人と非常に少ないわけですが、その辺の理由についてはわかりますか。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

少ない理由については、こちらのほうでも理由というのは把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

もうこちらの方に任せているから、全然市はタッチをしていないとそういう理解でいいのですか。それとも、例えばたまにそういう話をすると。自治会長さんも館長さんもいらっしゃるわけですが、そういう話合いというのは全然ないのですか。社会教育課のほうでは。

○社会教育課長（新門勝利君）

他のいわゆる指定管理者でお願いしている、委託料を払う指定管理の場合は、月々月例報告とかという形ではありますが、社会教育課で言えば、この二つの施設、今隼人真孝の方になってはいますが、定期的にはないですけれども、実績を報告のやり取りとかというのはありますが、今のところ、数値だけの報告だということで、実際には使っていない——先ほど共同利用施設でも御説明し

ましたが、自治会員の方と卓球をされる方、真孝西についてはそういう利用しかないというくらいしか把握は実際のところはしておりません。

○委員（新橋 実君）

築35年くらいですけども、使い勝手が悪いとか地域の方から苦情とかそういうのもきているのですか。その辺はどうなんですか。そういうのも全然打合せがないということなのですか。

○社会教育課学習支援グループ長（井上寛昭君）

使い勝手が悪いとか、地域の方からの要望というのは、特にこちらのほうにもきていないというふうに把握しております。ただ、施設のことに関して、修繕の要望とかそういうのはお聴きしたりして、そこはまた予算なりに反映させたいなというところで考えております。

○委員（宮内 博君）

今、新橋委員からもあったように、年間の利用者数というのは非常に少ないですよ。先ほどの糸走自治会は50世帯ということで、今回147世帯で利用者数が年間251人ということですから、1世帯二人利用していないという状況。それでここの地域はいわゆる隣保館、人権啓発センターも施設としてあるということで、そちらの施設の利用頻度から比較すると、かなりこの公民館というのは少ないのではないのかなと思うのです。そういうほかにも利用できる施設がすぐ近い所にあるということであるという事例になっているのかなと思いますけれども、その辺をもうちょっと説明してもらえませんか。

○社会教育課長（新門勝利君）

正確には把握しておりませんが、今委員が御指摘のとおり、近くには人権啓発センターもあったり、あと、小野地区公民館もあったり、あと富隈地区公民館ですので若干遠い部分はありますけど、一番近いのは小野地区公民館です。そこで行われるいわゆるそれは条例公民館、市立の公民館ですけど、地区行事が盛んな隼人地区ですので、そういったところを利用されることも多いのかなというふうには考えております。

○委員（宮内 博君）

人権啓発センターの利用頻度というのは、決算の資料の中でも出てくるわけです。それを見ると、どれくらいの人数が利用されているのかというのはわかるのですが、同じ地域内に、狭いエリアの147世帯というエリアの中にそういう複合的な施設が同じような施設があるということで、そういう意味では、かなり人権啓発センターの利用からすると、この公民館の利用頻度というのは少ないということになっているのではないのかなと思うのですけれども、やはり当然、その設置している以上はきちんと管理をしていただいて、利用者が利用できるような形でやっていかなければいけないと思うのです。それらの近くにある施設との利用の調整とかそういうのは、当然調整をなさってないと思うのですけれども、極めて自主的に自発的にどっちを利用するかというのは利用する側の選択だろうと思うのです。今後、5年間指定管理をしていくということになりますので、当然その改修等の要求があれば、市として対応していかなければいけないと思いますけれども、それらについては今のところ不具合が生じていないと、先ほどもちょっとやり取りがあったのですけれども、そういうふうに理解してよろしいですね。

○社会教育課長（新門勝利君）

全くそのとおりでと理解しております。今、御指摘のとおり、やはりそれなりの維持管理経費も発生しておりますし、今後は糸走のほうでは地域で引き取るような話も少し聴いたりもしています。これはまだ全然正式な話ではないですが、その館長さんとやり取りをする中で担当者がそんな話もあったりで。やはり今後、この両施設に含めては、物が古いですので、そういうことを踏まえて、実際この真孝西については、利用の状況もやはり今後はちゃんと聴き取りをして、地域の皆さんとお話をして必要性を含めて考えていかなければいけないのかなと、御指摘のとおりだと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で、議案第106号及び議案第107号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時28分」

「再開 午前 9時30分」

△ 議案第111号 財産の取得について

△ 議案第112号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第111号及び議案第112号、財産の取得について一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

議案第111号及び議案第112号の財産の取得について御説明します。小学3年から小学6年までの児童及び中学の全学年の生徒に、一人1台のタブレット端末を整備するための2件の財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、引き続き、学校教育課長が説明しますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

○学校教育課長（芝原睦美君）

議案第111号及び議案第112号について御説明します。国のGIGAスクール構想に基づき、ICTの活用により子供たちの学びを保障できる環境を実現するために小中学生が使用する一人1台端末を整備するものです。議案書の72ページをお開きください。小学3年から小学6年までの児童に一人1台のタブレット端末5,010台を取得するもので、運用に向けての設定費や保守料も含まれています。取得の方法は、県の共同調達により決定した業者との随意契約により、霧島市隼人町神宮五丁目3番24号、リコージャパン株式会社販売事業本部鹿児島支社鹿児島第二営業部部長道上慎二から3億4,870万4,235円で取得しようとするものです。次に、議案書の73ページをお開きください。中学校の全学年の生徒に一人1台のタブレット端末3,588台を取得するもので、運用に向けての設定費や保守料も含まれています。取得の方法は、県の共同調達により決定した業者との随意契約により、鹿児島市金生町4番10号、富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店支店長福永志保から2億1,885万600円で取得しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。議案第111号から議案第112号は一括して行いますので、議案番号を言ってから質疑をお願いします。一括なので議案番号を言ってから質問をお願いします。

○委員（下深迫孝二君）

小学校が3億4,870万円と大きな金額ですよ。そして中学校が2億幾らということなんですが、これに対して国からの補助は幾らくるのですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

国のほうは、3億3,039万7,000円が国からの歳入決定額です。3億3,039万7,000円です。小・中合わせてです。

○委員（宮内 博君）

これは指名競争入札でしたか。随意契約ですか。ちょっと確認をお願いします。

○学校教育課長（芝原睦美君）

県の共同調達によって決定した業者との随意契約でございます。

○委員（宮内 博君）

県が主導して契約を結ぶという形で実施したという理解でよろしいのですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

ちょっと今単価的に計算をしたのですけれど、その台数が5,010台と多い小学校のタブレット端末当たりの単価が6万9,601円ということですよ。台数が少ない中学校の単価が6万995円と1台当たり。だから小学校のほうが9,000円ほど高くなっているということになっているのですけれど、逆だったら分かるのですけれど、いわゆる導入台数の多いところが非常に金額が高くなっているというのは、何か小学校の場合は中学校よりも機能的に単価の高くなるようなものが機器の中に盛り込まれているというような一つの大きな違いがあるのでしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

小学校のほうはiPad, いわゆるiOSです。それから中学校のほうはウィンドウズのタブレットということで、機種そのものが違います。そのために金額が違っているところです。

○委員（仮屋国治君）

関連ソフトウェア・初期設定・保守を含む金額ということになっておりますけれども、学校数が多い小学校の方が金額が跳ね上がったのかなと思いましたが、機種が違うということでしたけれども、1台当たりどの程度の初期設定代、保守代とかいうのがわかるのかどうか、わかりましたらお示ください。

○学校教育課学事グループ主事（橋口恭司君）

まず、小学校のiPadのほうの内訳から申し上げます。内訳としましては、設定支援サービスとして5,010台トータルで96万1,920円、続いてMDM, こちらは端末の管理行うソフトウェアなのですが、そちらの設定費用として、90万1,800円、続いてASM設定費用としまして、10万200円、続いてiPadのキッティング、各学校に配送する前準備になるのですけれども、そちらの費用としまして2,329万6,500円、続いて設定支援として125万2,500円、環境初期設定費用として25万500円、学校別の初期設定費用として200万4,000円、そして追加の保守として1,002万円です。トータルの合計額がiPadにおける保守の費用というところになります。

○委員（仮屋国治君）

よくわかりませんでしたけれども、この内訳のうち、次年度以降発生する経費というのがあるのですか。継続して。

○学校教育課学事グループ主事（橋口恭司君）

費用としましては、今回支払いをするもので終わり、次年度以降発生する費用というものはございません。

○委員（仮屋国治君）

ということは、保守契約年数というのは何年間というふうに見ているのですか。

○学校教育課学事グループ主事（橋口恭司君）

5年間となっております。

○委員（新橋 実君）

5年間ということですが、例えば小学校の場合は、それを三、四年生からもらうわけですか。それを3年間は使って次の人に渡すということですか。それとも1年ずつ――。どういうふうなかたちになるのか、その辺はどうなのですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

基本的に持ち上がっていきます。そして6年生で卒業する時にそれがまた3年生に配付されるというかたちに。中学校も同じような考え方です。

○委員（新橋 実君）

途中で壊れたりとか、メンテナンスとかいろいろ出てくると思うのです。その辺も保守でみてある

のでしょうか、十分対応できるという理解でいいのですか。

○学校教育課指導主事（畠添岳大君）

先ほど、5年間発生する料金はありませんというふうに答えていますけれども、実を申しますと、3年間は落下して破損しても補償の対象となっております。ですので、4年目、5年目につきましては、修理が発生すると修理代金を計上する必要があるのかというふうには考えているところです。

○委員（新橋 実君）

これはもちろん学校内だけで使うと思うんですけども、その辺の管理とかはどのようなふうを考えていますか。

○学校教育課指導主事（畠添岳大君）

まず、大容量ネットワーク整備に伴いまして各教室に保管庫が設置されますけれども、毎日保管庫から朝出して、下校する際にはまた戻すというかたちで、日中は子供たちが机の上や机の中に入れて使うことになるだろうということを考えていますけれども、子供たちがいない時間帯は保管庫において保管するという想定しています。

○委員（新橋 実君）

その保管庫というのは、しっかりとした保管庫を作って、鍵か何かかけて、絶対誰も盗らないようにとかいう、その辺の対応もしっかりと考えているということですね。

○学校教育課指導主事（畠添岳大君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（山田龍治君）

OSについて質問をしたいと思います。ほかの自治体では、iOSに統一して小・中とかいうものがあります。今回、なぜこのOSを小学校と中学校でウィンドウズ系とアップル系に分けたのか、その理由を御説明いただきたいと思います。

○学校教育課長（芝原睦美君）

小学校のほうは、iOS、iPadのほうが使い勝手がいいので、小学校はiOSを入れました。中学校はこれまで技術の授業の中で、ワードであったりエクセルであったりパワーポイントであったりというウィンドウズとOffice系のソフトを使ってきておりますので、それと対応できるようにウィンドウズに中学校はしたところです。

○委員（山田龍治君）

それは理解しました。しかしながら、アップルでもウィンドウズを使えないことはないのですが、ワードとエクセルも使えないことはないんですけども、それは別として、将来的にこのタブレットを使ってどのような教育指導していくのか、そこが大事だと思うのですが、導入してからのタブレットを使った授業の内容というのはどういったものをしていくのか、お示しいただきたいと思います。小・中分けてお願いします。

○学校教育課長（芝原睦美君）

小学校、中学校これは共通しているのですが、学習課題に対して自分たちの考えを図で書いたり、文字で入力したりして、それを例えば大画面に出して考えを共有した上で、「あれ、これはどういうことなんだろう。」多様な考えを出させて、その中で説明をさせて学習課題を解決していくというような、これまでホワイトボードであったりとか黒板であったりとかそういったもので発表していたものを、それぞれが入力した、あるいはグループで入力した画面を見ながら考えていくというような授業を想定しています。それからこれも小中学校ですけれども、なかなか実際に見ることができない、例えば平行四辺形の一辺をぐるっと円形に回した時にどうなるのかとか、今までは手で書かなければいけなかったものが簡単にできる。そしてもう一つは学習履歴を保存ができる。これは小・中一緒です。あと、発表活動、考える時間が効率的になりますので、授業の後ろの方が週末に時間が余裕ができる。そこで今日学んだことについてのドリルに取り組むと。ドリルに取り組むことによって、

当然同じ授業でも理解の差が出てきますので、A Iドリル等で習熟の違いによって適切な問題を与えていくと。だから、よく理解している子供は更に伸ばす問題を、よく理解できていない子供については少しレベルを落とした問題を与えて、個に応じた学習を行うというようなこういった小中学校ともにイメージを持っています。特に中学校においては、技術で小学校で学んできたプログラミング教育を更に深めていきますので、より高度なプログラミング、センサーを使ったプログラミングなどの授業が行われると想定をしています。

○委員（山田龍治君）

G I G Aスクール構想の内容はあるとして、とにかくI Tを使って学校教育の今までできなかったものを補完する内容と、もう一つはI Tを使うことによって、教育の内容の伸びを増やしていく、この二つ併せ持つものなのかなと、今回のこのタブレットは。そういった意図で教育委員会も動いていらっしゃるのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○学校教育課長（芝原睦美君）

授業については委員のおっしゃるとおりです。そのほか、朝の健康観察であったりとかそういったものにも活用できて、教師が瞬時に子供の状況を把握できるというメリットもあると考えております。

○委員（新橋 実君）

i P a dとウィンドウズがあるわけですがけれども、大きさはどれくらいですか。

○学校教育課指導主事（畠添岳大君）

まず、小学生が使うi P a dでございますけれども、画面の大きさが10.2インチでございます。大体21cm×16cmになります。最新の第8世代というものになります。それから中学生でございますけれども、中学生のほうは少し大きい11.6インチでございます。大体縦が二十五、六cmになります。

○委員（新橋 実君）

先ほど、数学で平行四辺形をパソコンを使ってやるというような話もされましたけれども、授業の中でどれくらいこのパソコン、i P a dを使うのか、その辺はどうなのですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

タブレットはあくまでもこれまでのノートとか鉛筆とかの文房具という考え方ですので、授業の中で全てそれを使うということはありませんし、内容によって使い方も違ってくると思います。多分授業の中で、例えば話し合い活動が中心であれば半分ぐらい使うかもしれませんけれども、全く使わない授業もあると思います。内容によっては、全く使わない授業から話し合い活動が中心になってほとんど使う授業まで様々あると考えています。

○委員（新橋 実君）

やはりパソコンばかりずっと見てると体調も悪くなったり、電磁波の関係とかいろいろ言われます。なんか聴いていると、結構使う時間が長いのかなと思ったりもするわけですがけれども、その辺の対策というのは何か考えていらっしゃるのですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

一人1台タブレットの導入で子供の健康問題も心配されます。そこでやはり情報モラル教育の充実を図るとともに、文科省が児童生徒の健康に留意してI C Tを活用するためのガイドブックというのを出してあります。その中には例えば提示装置の映り込みの問題であったりとか、これは非常にストレスになるので、そういった問題を解決するためのガイドブックが出ておりますので、やはりタブレット端末だけを見つめる授業というのは良くないのではないかなと考えています。

○委員（新橋 実君）

今回、先生方も初めてこういうかたちでこれに接していくわけですがけれども、その辺はしっかり先生方にも指導とかしていかないと、やはり学校によっては、それを言わないで使ったりすると、どういうふうなかたちになるかわかりませんので、その辺の指導もしっかりとお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○委員（仮屋国治君）

この事業はコロナで休校になってそれで加速したのかなという思いもあるのですが、そのとおりなのかどうかを一つ確認と、もしコロナで休校が実施された場合に、この整備をした上で何パーセントがカバーできるのかどうか。まだ通信的に使えないエリアもあるのかどうか。その辺の計画というのはどのようになっているのかお示してください。

○学校教育課長（芝原睦美君）

GIGAスクール構想については、当初は令和元年度から令和5年度までの5年間の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響があって、令和元年度と令和2年度の2年間で整備をする、前倒しされました。それから、通信回線が整っていない世帯は調査を行いまして約1割、小中学生で。約800世帯がインターネット環境がないという回答を得ています。例えばモバイルルーターの貸出しなども考えられるのですが、毎月、通信料が4,000円程度必要になってくると。例えばこれを市が負担すると、毎月320万円程度負担しなければならないということもあって、自宅への持ち帰り等については大きな研究課題であるというふうに捉えています。

○委員（植山利博君）

今までのやり取りを聴いて二、三確認したいのですが、当初、学校にいる間だけ使うのだという説明をされました。それで確認なのですが、朝来てから帰る時までは机の上に置いたり持っていて、帰る時は保管庫に鍵がかかるものになおすということは、休み時間も使おうと思えば使える状況にあるという理解でいいのですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

実際、そのような休み時間に使うことも可能です。当然昼休みに調べ物をしたり、勉強の好きな子供はドリルをしたりすることもできるので、それは可能です。

○委員（植山利博君）

そうすると個人的に自由に使えるという状況があるわけですので、その使ってはならない使い方、いろんな情報を持っているわけですから、小学生、中学生が使うのに、自由に使うのに好ましくない使い方などもあると思うのですが、そういうことの制限なり教育なりをしっかりとし、そのチェックができるような状況があるという理解でいいのですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

今後、セキュリティポリシーの整備であつたりとか学校内でのルール作りであつたりとか、併せて、まだ端末は配付されていませんけれども情報モラル教育はできるわけですので、それを進めていくということにしております。一番心配されるのは、望ましくないサイトへのアクセスというのはこれはフィルタリングでクリアできると。問題なのは、ID、パスワードを入力しなければいけないので、人に自分のID、パスワードを教えたり、人から教えてもらって不正アクセスを行う、これが一番心配です。この指導については徹底する必要があると考えています。

○委員（植山利博君）

今、最近いろいろそういう器具を使ってのいじめであつたり、いろんなのが問題化、差別であつたりしているわけです。ですから初めて導入して、これから新しいシステムでやるわけですから、やりながら先生方も教育の中でどう取り組んでいくのかどう使えば効率的なのかという、それはスタートをして試行錯誤しながら完成度の高いものにしていかなければならないと思うのですが、ぜひそういう方向で先生方も一緒に勉強していくような思いを共有してほしいと。今、仮委員の質疑の中で、将来的には持ち帰って自宅で使うもしくは緊急の場合、例えばこういういろいろな細菌性のものがもし新たに発生した場合は、学校に来なくて在宅で使って勉強をするようなことも想定されているような表現をされましたので、そういうことも見据えて、今後、そのシステムをどう構築していくか、ルールをどう構築していくかということしっかりと取り組んでいただきたいことを求めておきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

GIGAスクール構想がその当初令和5年度までの計画であつたものが、令和2年度に引き上げら

れたということでした。それで今回のこの財産の取得を議決がなされた以降、順調にいけばいつからこのタブレットが子供たちの手元に渡るということになるのかまずお聴きしておきます。

○学校教育課長（芝原睦美君）

ネットワークの整備も含めまして、今年度末までには納入できるように予定をしております。

○委員（宮内 博君）

本格的には来年4月からということになるんでしょうけれど、それでいわゆる計画が前倒しになったということを受けて、実際に指導に当たるの先生方のその状況はどうかと。教育委員会としても、令和5年度までにはそういったGIGAスクール構想を受けて、教職員の現場でもそれに対応できる取組様々行なってきたのではないかと思いますので、それが前倒しに3年前倒しになってきたということになりますと、受ける側のその先生方の体制がどうかということが非常に不安になるわけです。当然、来年3月までの間にそここのところ集中して、先生方にもそれをいかに来年4月からしっかり活用できるかということの対応を求めていくことになると思うのですが、その辺の繰り上がったことによる事情とそしてそれを受けてこういう対応をしていくことになったことでどのような取組の変化があったのか、そして課題などがどういうところにあるのか等についてお聴きしておきたいと思えます。

○学校教育課長（芝原睦美君）

管理職研修会等ではもう常々、タブレットを教師が使えないという状況は許されない時代になってきているということも繰り返し申し上げておりますし、今年度の教育講演会では御紹介したと思えますが、リモートで全学校を繋いで教育講演会を行って、このGIGAスクール構想の今後あり方、授業のあり方等も含めて情報発信したところです。現在、県総合教育センターが行っている土曜講座で9月から月1回程度、タブレット端末を使った授業の研修が行われていますが、本市からも積極的に参加している教員もいるし意識の高い教員も何人もいます。今後、メディアセンターが実施する研修であったり、タブレット端末納入業者、各アプリ業者のオンライン研修なども活用しながら、教師の活用能力を、活用技能を高めていきたいと思っておりますが、全ての教員がすぐにそういった研修を受けて十分に活用できるようになるとは思っていませんので、今後も研修の場を設定するとともに、やはりやりながら使いながら試行錯誤しながら使えるようになっていくということが大事であろうし、ICTサポートスタッフなどが配置できれば、相談にのったりとか技術的なそういったアドバイスも頂けるのではないかなというふうに考えています。むしろ、先生方より子供たちのほうが早く上手になるのではないかなと思っております。

○委員（植山利博君）

確認させてください。1個ずつ個人個人が決まった素材をもっていると。例えばナンバリングをするなり名前を記載するなりして、自分のものが決まるという理解でいいですね。

○学校教育課長（芝原睦美君）

そのとおりでございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

交代します。

○委員長（平原志保君）

今回、タブレットの修理が3年保証されているということなのですが、結構割れるかと思うんです。カバーやコーティングとかは予定されているのですか。

○学校教育課指導主事（畠添岳大君）

キーボードがついておりますので、それがカバーになるというふうに御理解いただければと思います。あと中学校のほうで使うHPのタブレットにつきましては、米軍のいろいろな規格等をクリアしているといったこともございますので、通常使われているタブレットよりは堅牢性が高いのではなからうかというふうに考えているところです。

○委員長（平原志保君）

委員長を交代します。

○委員（新橋 実君）

一応、5年間で終わるということでしたけど、5年後は処分して廃棄するのですか。それともどういふかたちになるのですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

今回、本市では買取りですので、使えるものはできるだけ長く使って行って、更新しなければいけない場合には更新していくという考え方でいます。

○委員長（平原志保君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で、議案第111号、議案第112号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時07分」

「再開 午前10時11分」

△ 議案第109号 請負契約の締結について

△ 議案第110号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第109号及び議案第110号、請負契約の締結について一括して審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

議案第109号及び議案第110号の請負契約の締結について御説明します。R2隼人中学校校舎（13号棟）大規模改造工事の建築1工区及び建築2工区の2件の工事について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一郎君）

議案第109号及び議案第110号について御説明します。隼人中学校の校舎（13号棟）は、昭和43年から44年にかけて建設され、建設後約50年が経過しています。老朽化が著しく、修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装等の木質化及び設備機器の省エネ化やバリアフリー対策などの大規模改造工事を行い、教育環境の整備を図るため、隼人中学校校舎大規模改造工事（建築1工区）及び（建築2工区）に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書の66ページをお開きください。建築1工区の契約方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、末広・堀之内特定建設工事共同企業体代表者株式会社末広代表取締役末廣浩二が入札価格2億2,517万円、技術評価点104点、評価値50.8061点で落札しました。次に、議案書の69ページをお開きください。建築2工区の契約方法は、1工区と同じく総合評価方式による一般競争入札であり、徳田・今村特定建設工事共同企業体代表者徳田建設株式会社代表取締役徳田浩一が入札価格2億1,230万円、技術評価点104.7点、評価値54.2487点で落札しました。工事概要は、建築1工区が鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積1,124㎡の校舎の柱、梁、壁を残して、その他の部分について全て改修する大規模改造建築工事です。屋上防水改修については、防水の継目を設けないこと及び保証の責任区分の明確化のため工区を分けず、全て1工区で施工します。建築2工区は鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積923㎡で、工事内容は建築1工区と同様です。1工区と違う点は外壁改修について、先ほどの1工区の屋上改修と同様の考えから全て2工区で施工するところです。工事場所は、両議案共にそれぞれ参考資料1の配置図に斜

線と着色にて表示している部分であり、工期は、令和3年3月31日までを予定しています。なお、本定例会に提案しています一般会計補正予算（第11号）で繰越明許費を設定しており、議決後に変更契約を行い、令和3年11月30日まで工期を延長する予定です。また、各階の平面図と立面図については、それぞれの参考資料2から5を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。議案第109号及び議案110号について、一括して質疑を行います。議案番号を明確にしてから質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

基本的なところで恐縮ですが、109号、110号ともに技術評価点が一番低いところが落札しているわけです。評価値が一番高かったということですがけれども、となれば技術評価点というのは意味があるのかという気がするわけですがけれども、結局、入札額の一番低いところが落札をしているという状況になっているわけですが、この辺のところをもう少し丁寧に御説明いただけませんか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回の入札につきましては総合評価方式ということでございまして、霧島市の中で工事請負費が2億円を超える工事につきましては、総合評価方式を導入するという形で行っております。総合評価方式につきましては、メリットといたしましては施行業者自体の評価ができることにより工事目的物の品質性能がこれまで以上に確保できるようになること、公正な受注競争により不良不適格業者の排除につながることで、地元貢献など企業努力をPRできることがメリットになります。デメリットにつきましては準備から実施まで時間がかかること、入札希望者の事務手続が煩雑なこと、発注者の技術的な審査能力が不足すること、評価項目のウエイト設定が困難なことが挙げられます。今回の総合評価方式につきましては、霧島市が過去に実施した手続に基づき実施していることや、他の自治体でも導入が進み、建設業者へのその考え方・手続等は十分に周知されていることから取り入れているわけですが、金額が委員がおっしゃいますように、やはり一番安い所。今回の場合は、それぞれ1工区、2工区とも予定価格を下回った業者が1者しかいなかったということで、技術評価の点数がそれぞれやはり一番低い所が金額を安く入札したということで、落札決定という形になっております。ただし、金額が非常に近い入札の場合は、この総合評価によります評価値、これによって十分逆転が起きるということで、今まで実際に入札いたしまして1位と2位が逆転ということはないのですけれども、3番目、4番目そのあたりが逆転したということも実際にございますので、総合評価を導入することによって、価格以外の評価ができるというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

例えば今、仮屋委員が言われましたけど、評価点で1点違った場合、金額にするとどのくらい違うのですか。言えるのですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回の入札ではちょっと算定はしていないのですけれども、前回、前々回同じように総合評価方式で入札を行ったところにつきましては、その逆転した例で見ますと、1点の違いで大体30万から40万円ぐらい違ったというふうに確認しております[27ページに訂正発言あり]。

○委員（新橋 実君）

確認ですがけれども、それは公表はしていないのですよね。あくまでも。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

その点数でいくら金額が変わるということについては公表等はしておりません。

○委員（新橋 実君）

今回の入札が、私もいろいろ取り上げたわけですがけれども、非常に高止まりしているということもあって、とにかく積算価格を超えているわけですね。設計事務所の積算価格をですね。そのことについてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回、1工区、2工区同時入札、1工区から先に入札だったのですけれども、1工区の方が1回で落札ができずに2回目の再入札という形になったのですが、1工区の最低価格と予定価格の差が5万4,000円ということでしたので、ほぼ市で出している予定価格に近い数字で積算をしていると思っております。

○委員（新橋 実君）

1者はそうでしょうけど、他の業者は結構違うわけです。その辺についてはどう思っているのでしょうかということですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

入札金額、積算のばらつきはあると思うのですが、我々としたしましては公表単価、あと市場単価そういったもので金額の積み上げを行っており、また金額が非常に分かりづらい見積りの金額につきましては、見積金額そのものを公表しているというような形ですので、適正な積算ができる根拠としては示していると考えております。

○委員（新橋 実君）

今回の見積もり、今までもこういう改造工事や大規模改造が多いわけですが、非常に見積りが難しいのですか。見積り自体が。その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。改造工事というのは。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

一応、大規模改造工事は合併してからずっとやり続けてきておりますので、内容的なものは特に変わりなく、金額につきましては、当然もう昔と今と比べますと物価の件ですとか、人件費も変わってきておりますので、その辺りで単価的なものは上がってきていると思うのですが、積算するのに必要な根拠としては、毎回数量につきましても閲覧設計書のほうで明示しておりますので、その積算について難しいということはないと思っております。

○委員（新橋 実君）

新築からすれば、新築なんかの場合は鉄筋とか生コンとかいうのはとにかく品物が積算より多くないといけないわけですから非常に業者も大変だと思うのですが、この場合は鉄筋コンクリート関係はないと思うのですが、ただやはり業者は2回目以降は辞退をしているわけです。ということはやはり何かそこがあるのではないかと、私はこの間も課長に言ったわけですが、やはりしっかりその辺も考えていただきたいわけです。これだけ高止まりしているということは、今までもそういうことはあったのではないかと、その辺について、日当山中は終わって、今回隼人中、今からもまだ続くと思うわけですが、その辺については何か今後検討される考えはあるのですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

委員のおっしゃることもわかるのですが、実際には工事の発注をいたしまして、入札に参加した方によっては、かなり高止まりで予定価格を上回った形で入札しているところもあると思うのですが、実際に入札をかけて、結果として落札されている業者さんもいるということですか。今お示ししている根拠資料等に基づいて、落札されている方は積算をしていると思いますので、あとその予定価格を下回って入札するかどうかというところは、あとはもうそれぞれの企業の仕事を取る意欲とかそういうものではないのかなと考えております。

○委員（新橋 実君）

2回目以降は辞退ということで、せっかくこれだけの仕事を、霧島市としてもやはり地元業者にしてもらいたいということで与えているわけですが、なかなか最初の金額が自分のところと差があったということで、2回目はもう入札もしたくないという気持ちを持たれ、この間課長も言われまされたけれども、やはりそういう気持ちがあったのかなと思うわけです。そのためにはなぜそういうことが起こったかということも、やはり執行部も考えるべきだと思うのです。そういったことも含めて、今後ある程度対策が必要かなと思うのですが、その辺もしっかりと次からは対応して頂きたい

と思うんです。やはり業者が辞退をしているということは、そういうことがあると思うのです。いかがですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

先ほどお話ししたとおり、1回目で入札をして2回目で辞退をしたということは、その辞退をされた業者さんにつきましては、それ以上金額を下げられないという判断だったのではないかと思います。先ほど言いましたようにその仕事をどうしても取りたい業者さん、今、我々のこの隼人中学校の工事以外に、市内におきましては日当山中学校の工事ですとかあとは県の国分高校の工事ですとか、地元の業者さんが取られている工事も結構たくさんありますので、技術者の人数の問題とか、そのような理由があって、この仕事をどうしても取りたい。そこまで取ろうと思わないというような意欲的なものにも繋がっているのではないのかと考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど来からやり取りされているのですけれど、予定価格よりもこの低かった業者が1者しかいなかったという、そういう状況になっているということと、それから再入札については辞退をするという業者が非常に多いというのが一つ特徴だろうと。それで、今あったように、ほかにも同じような施設整備の工事などが市内で発注されているということなどもあると思うのですけれど、実際にそこに働く働き手をなかなか確保することが困難になっているという現場の事情というのが複合的にあるのではないのかなと思うのですけれども、このような傾向というのは、ほかの自治体でも起こっていることなのかどうか。霧島市が特にそういう状況なのかどうか、その辺は調査していらっしゃるのか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

ほかの自治体に直接お伺いはしてはおりませんが、市内で教育委員会が発注している工事の現場に行きまして、現場監督ですとかそこで働いている方とちょっとした世間話の話の中では、やはり特定の業種の人数が少なくなっている。もしくはその特定の業種の年齢が非常に高齢化していてちょっと人数が少なくなっているという状況は、霧島市内だけにとどまらず鹿児島県内で起きていると、若しくは全国的に起きているというふうと考えております。

○委員（新橋 実君）

例えば今後こういう事態が結構続くようであれば、何かまた入札制度を根本的に考えるとかいうようなことを、どうですか部長、考えていらっしゃいますか。

○教育部長（出口竜也君）

やはり入札が成立しないようなことが続くようなことがあればもう、さすがに考えざるを得ないと思うのですが、現在のところは再入札の中で何とか頑張らせていただいているということもありますので、また、今御指摘がありました、高止まりと言いますか、予定価格を上回るようなそういう積算が最近見受けられるという御指摘もありましたので、やはりその業者等を今ありましたとおり、聴き取りなどを必要に応じてしながら、何が問題でというのをまた発注課として担当としてまたそこは研究をして、契約課担当部署のほうとも協議を続けていきたいと。よりよい入札制度の実行ができるようにというのは気にとめていきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

課だけではなくて、ほかのところともいろいろ研究していただいて、こういう入札が続くようであれば、せつかく地元で工事をしていただいているわけですが、やはりそういったことも含めて、全体的に考えていけないといけないというようなことを、地元の業者もしっかりわかっていただきたいと思うわけです。それで、やはり業者ともそういった、今言われたように地元の業者もなぜこういうふうになっているかということも含めて協議もしていただきたい。話し合いではなくて協議をしていただいて、話を聴いていただきたいわけです。そうすることによってある程度、何か話が見えてくるのではないですか。そうでないと、このままいったら地元業者は仕事が取れなくなる可能性も出てくるわけですから、危機感を持ちながら仕事をしていかなければいけないと思うのです。そういったこと

が私は大事だと思うのですが、そういう話はこの間も全然出てこなかったわけです。内副市長の中でも。やはり今非常に厳しい時期ですので、私たちは地元の業者をできるだけ取っていただきたいわけです。だから、地元の業者もこういうふうには辞退とか棄権とかなれば、非常に厳しい状況もあるということをお話させていただくためにも、しっかり今部長も言われましたけれども、そういう体制もぜひ全課を含めてやっていただきたいと思います。もう一回お願いします。

○委員長（平原志保君）

新橋委員、確かに大事な内容なのではございますけれども、今回109号、110号の中の話で、やり方という話は一般質問のほうで続きをお願いしたい。ちょっとずれてきていますので[「ずれてないですよ、多いから言っているんです」との声あり]、今後のあり方の話ではないですか[「入札のことです」との声あり]。入札のことですけれども、でも、入札をどうしていくかという話ではないですから、そこはちょっと違うのかと[「こういうことが多いからです」との声あり]。それはまた一般質問のほうでお願いいたします。今のさっきのところの答弁で終わりでいいのではないですか。これをまた応えてもらう必要があるのかなと聴いていて思うのですけれども[「またあとからお願いします。そういうふうな私たちで」との声あり]。今、言えますか。

○教育部長（出口竜也君）

やはり御指摘のありましたとおり、コロナ禍の中で現場の作業される方々が、やはり厳しい環境の中で作業をされているというのはそのように思いますので、また、入札の中でそういう課題も御指摘を受けております。実際仕事を取られて、現場の中で我々も安全施工が第一ですけれども、より良い建物ができるように業者と一緒に努力をしているところですので、その中でそういう現場の御苦労とか人手不足、そういったものの課題があるような御指摘もございました。そこは十分施工の中でも業者の方と協議をして、また必要な今後の対応というのは教育委員会としても考えていきたいと。

○委員（山田龍治君）

課長口述の中で、設備機器の省エネ化やバリアフリー対策ということで書いてございましたので、どのような省エネ化をされているのか、ちょっと設計で見るとバリアフリーの対策に関して、どの辺がバリアフリーになったのかがちょっとわかりにくいので御説明いただきたいと思います。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

まず、省エネにつきましては、毎度毎度のことで申し訳ないですけれども、照明器具のLED化ですとか、トイレの節水といったものを省エネとして取り入れておまして、あと、バリアフリーにつきましては、今回の工事ではちょうど昇降口、玄関です。子供たちが下足と上履きを履き替える部分につきましては、スロープのほうを設置して車いすとかの子でも出入りがしやすいようにしております。それで今回の工事ではバリアフリーに気を遣ったという所は出入口の段差処理ということなのですが、今後、隼人中学校も改修工事を進めていきますので、その中で他の学校と同じように、エレベーターの設置ですとか多目的トイレの設置ですとかそういったものも、今回の工事ではちょっとないのですけれども、また今後の工事で進めていきたいというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

良い答弁をいただきました。それを言ってほしくて質問したのですけれども。エレベーターの設置がなかったものから、せつかく大規模工事をするのであれば、将来的な障害者の方も含めてひとしく教育が受けられるような医療の体制をとるために、せつかく工事をする場合にはそういったことも検討に入れて改良するべきだと思ったのですけれども、言っていただいたので、ありがとうございます。

○委員（下深迫孝二君）

今この両方の入札もさっきから出ていますけれども、非常にこう辞退されたりというのが多いですよ。これは私、お話を聴くと、市の仕事をして儲からないという業者さんが多いのです。今課長、これだけ聴いておきたいのですが、生コン、今、鹿児島県1 m<sup>3</sup>幾らで見積もりをされていますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

生コンにつきましては、今、我々が採用している公共単価でいきますと、強度によって金額のばらつきがあるのですけれども、大体1 m<sup>3</sup> 1万9,000円から強度が上がっていくにつきまして2万円をちょっと超えるというような単価で設計のほうは致しております。

○委員（下深迫孝二君）

そのくらいみていらっしゃればまあまあなのでしょうけれど、鹿児島県は特に高いらしいんです。立地協定された社長さんとお会いしたときに、鹿児島に来てびっくりしたことは、生コンが高いことはまずびっくりしたということおっしゃったんです。ですから、なら単価的にはちゃんとみていらっしゃるのだなということをおっしゃったわけですが、やはり幾ら地元業者に仕事をさせるとおっしゃっても利益が出ないようなことでは困るわけなので、もう少し単価を引き上げるとかそこらもしていかないと、働く人が少ないわけですので、ぜひ努力もしていただくように要望しておきます。

○委員（宮内 博君）

冒頭、議論があったように、今回落札された業者はいずれもその技術評価点が低いという一つの特徴があるわけです。ですから技術力から見てそういう評価がされているというふうに見てとることができると思うのですけれども、工事に当たってはそこを留意しながら、しっかりこの点検確認ができるような形でやってほしいと思いますけれども、その辺どうですか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

今回の総合評価方式によりますと、評価調書のところを見ても、企業の施工能力とあと配置予定技術者の能力、あと地域貢献度の中でこの評価点というのが定まってくるのですけれども、いずれも1工区、2工区とも落札をされた業者さんはこの評価点が低いということなのですが、この評価点の低い理由と致しましては、配置予定技術者が例えばですけど、過去10年間で1億円以上の工事の実績がある予定技術者がついた場合とかで加算点、あとその工事の実績とかで点数の差が決まってきます。あと地域への貢献ということで、ボランティアにつきましては、各業者の皆さん全員ボランティアのほうはしているのですけれども、アダプト制度に加入をしているかしていないか、あとまたその会社に消防団員がいるかないかその人数によってもこの点数の開きが出ているということで、今回取られたところは、それぞれその辺の評価点が低かったということが確認してみますと見えます。あと、工事につきましては、今後、工事監理のほうも発注いたしまして、工事監理者がしっかりついて現場のほうを確認するのと、併せまして市の技術職員のほうも1週間に1回は必ず現場のほうに打ち合わせに行きまして、工事の状況等を確認いたしますので、工事として不具合とかそういったものが起きないようにしっかり管理をしていきたいというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

今、私もこの入札結果の表を見て、技術評価点と評価値という表現をされているのです。総合評価だから、結果としては評価値が総合評価の最終的な評価値ですよ。そういうことですよ。確認をさせてください。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

委員おっしゃるように、入札価格と総合評価点数をからめて算出した評価値で、最終的に落札決定が決まるというシステムでございます。

○委員（植山利博君）

だから、技術評価点が低いと、こういう標記の仕方をすると、この工事を受ける技術の能力が低いのではないかというようなイメージを受けるわけです。だから、技術評価点は、今先ほどからおっしゃっているけれども、どういう基準を設けて計算をして出した技術評価点だということが、ほかにもいろんな総合評価が例えば今おっしゃったような、女性の社員が何名いるとか様々な要因を社会貢献——消防団員の数、そういうもの全て入れて、しかも価格が一番重要になってくるわけです。だからそこを入れて最終的には評価値で決まるわけですから、こういう表現の記載の仕方をすると、いかにも受注をしたところが、工事そのものの技術能力が低いのではないかというイメージを受けるわけです。であれば、全ての評価値を全部記載するか、そういう工夫をしないと、ちょっと今この技術評

価点と評価値だけが二つだけ書いてあると、どうもそういうイメージを受けるという、そのあたりはどんなふうに思っているのでしょうか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

済みません、この総合評価の根幹に関するお話だと思いますので、私個人ではちょっとなかなか返答がしづらいところでございます。今、霧島市としまして、建築土木全ての工事で金額が2億円超えたものにつきましては、この制度を採用して実施しているというところでございますので、非常に返答に困る質問でございます。申し訳ございません。

○委員（植山利博君）

どこもこういう表記をするんでしょうけれども、ぱっと見るとそんなイメージを受けるわけです。単に技術力が低いのではないかと。そうすると2億幾らの工事をするのに本当に値する事業者なのだろうかというイメージを受けますので、部長、その辺も今後少し検討する余地があるのではないかと私は思いました。今日のやり取りを聴いていて。機会を捉えて検討してみてください。

○委員（新橋 実君）

今、国のほうでも働き方改革とかいろいろ言われていますけれども、これ1年3か月工程がみえますけれども、その辺はどういうふうなかたちで今回の工期は生かされていますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

工期の決定につきましては、これまで行ってきた工事の実績、あと昨今で言いますとハイテンション（高力）ボルトの不足の問題ですとかコロナが最初始まった頃に物が入らなかった時期とかがございましたけれども、ここ最近は今その辺が安定しているということで、工期的には標準的な工期ということでこの工期を設定して工事の発注をしております。

○委員（新橋 実君）

今、国のほうでもできるだけ休みを取りなさいということで、週休2日くらいは休んだほうがいいのではないかとということも言われているわけですがけれども、この工事はそういうふうなかたちは生かされているのですかということです、私が言うのは。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

土日を全部休みでみているかと言われますと、今回は改修工事ということで、通常の新築工事であれば鉄筋・型枠・コンクリート、天候にかなり左右される工程が出てきますので、そこら辺を十分みる必要があると思うのですがけれども、今回の工事につきましては改修工事ということで、天候に左右されるのは屋上防水であったりとか外壁改修であったりとかということで、内部については天候に左右されることなく工事を進めていけるということで、工程の設定の仕方によって、土曜日を休みにすることは十分可能な工期日数をみていると考えております。

○委員（新橋 実君）

だから、国のほうは、できるだけ休みなさいと。働き方改革でやりなさいというようなことで、今勧めているわけです。そういったのがこういったのにも生かされないといけないわけです。建設業界でもできるだけ休みを取らないと、働き手もいなくなるということで、そういうふうなかたちを進めているわけですから、やはりそういうのが工期で1年3か月という、私はかねてからすれば長いのではないかと思っているわけです。だから非常に良いことだと思ったから聴いているわけです。それがこれに生かされているのかなということは今聴いているわけです。そういったことは全然考えていなかったということですか、新築ではないから。そこです、私が言うのは。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

行程につきましては、そこも含めて検討した上で設定しています。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、議案第109号及び議案第110号の質疑を終わります。

## △ 議案第85号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に議案第85号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（出口竜也君）

議案第85号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。霧島市三体幼稚園を令和3年3月31日限りで廃園とすることに伴い、本条例の所要の改正をするため、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、引き続き、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

議案第85号について御説明します。議案書の10ページをお開きください。本議案は、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の別表第1の霧島市三体幼稚園の項を削除するものです。三体幼稚園は、平成28年度に4人の入園がありましたが、平成29、30年度は2年続けて新入生がいませんでした。そのため、平成30年8月に、牧園地区在住で入園の可能性がある世帯に対して、平成31年度以降の入園意向調査を実施しましたが、入園希望がなかったため、平成31年4月から休園しています。休園後も三体幼稚園に関する問合せ等はないことから、今後も園児の入園が見込めないと判断し、令和3年3月31日限りで廃園しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

それでは執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

これまで昨年4月から休園であるが、問い合わせ等もないと。実際平成29年、30年は入園者がゼロだったというようなことで、ここ過去3年間を見てみると、今後も入園者の見通しが立たないということでの廃園ということなのですけれど、このエリアの子供たちの数はどれぐらいいらっしゃって、入園対象者となり得る年齢層の子供たちというのはどういうところに通っているのか。その受け皿は他の施設であり得るのか。その辺を御説明いただけませんか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

牧園地区の来年入園することになる年齢層の子供が22人います。うち19人は既に他の施設に入園しておりまして、3人がまだ入園等はないのですが、うち2人が別の施設に入園申込みをしております。1人が現在のところ家庭内保育です。22人中21人はいずれかの施設に在籍又は入園申込みをしているという状況です。

○委員（宮内 博君）

ほぼその受皿としては整っているということの理解なのか。その辺はどうなのか。その22人の子供のうちどういう所に子供たちは通っているのですか。

○教育総務課教育政策グループ長（堀ノ内周作君）

牧園地区につきましては、保育園としまして、中津川保育園とか牧園保育園があります。今、三体幼稚園ですので、幼稚園の受け皿としましては高千穂認定こども園があります。この高千穂認定こども園につきましては、今年9月現在で1号定員というのが幼稚園に該当するのですが、こちらの定員が35名。現在入園中が26名ということで、空きとしては十分にあるものと判断しています。

○委員（宮内 博君）

そういうことであれば、高千穂認定こども園に子供たちが通うことができるエリアの中に三体幼稚園に対象となる得る子供たちも入っているという理解でよろしいですか。定員が35人あるが、あと9人の枠が残っているという説明ですからそういう理解でいいですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

先ほどエリアとして牧園地区のお子さん22人という話をしました。この三体幼稚園につきましても、地区の館長さんの話では茶業の方が多く、作業の関係で幼稚園だと預り時間がなかなか長時間というわけにいきませんので、もともと三体地区にお住まいの方は、丸尾地区の保育園であったりとかいうところに預けていたのだという話はお話もされていました。したがってエリアとしては三体地区、丸尾地区、宿窪田地区というのは一つ旧町のエリアですが、その通園範囲としては対応し得る範囲であると考えます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

三体幼稚園ですが、入園が2年連続無かったわけですが、そのときに延長保育等をやっていくというような話は出なかったのでしょうか。霧島の大田幼稚園もそうですが、延長保育さえあれば地元の幼稚園に入りたいという方は結構いらっしゃるのですが、保育園と幼稚園はやはり違うので、幼稚園のニーズというのは高く、そういうものが実際あるんです。三体のほうも今回入園希望者がいなかったことも続いたのですが、実際三体でも延長保育があれば入りたかったという話も聞いたりしますので、そうすれば高千穂幼稚園には行かずに、そちらに進んでいたと思うのですが、その辺の調整というのはされないまま、廃園になっていくのかと思うので確認です。

○教育総務課長（西敬一朗君）

話の視点の問題かなと思うのですが、先ほど御説明しましたとおり、平成28年には4人の入園がありました。平成29年、30年は新入生がいまませんでした。その時点で延長保育があるなら入園するというようなお話は保護者の方からは聞いておりません。また平成30年に、平成31年4月に入園予定のお子さんをお持ちの保護者の方にお話を聞いた時も、延長保育があればというようなお話は出ていないところです。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員（宮内 博君）

幼稚園と保育園は当然違いますので、一概には言えませんが、先ほどの課長の答弁では、お茶の生産農家の方がこの三体地域に住んでいらっしゃる方たちがほとんどだというようなことでありました。であれば当然、幼稚園ではなくて保育園のほうに子供たちは預けるというようなことになろうかと思いますが、実際に、三体幼稚園のエリアではほとんど幼稚園に入りたいという需要そのものがないという判断ですかね。それは平成29年、30年に申込者がゼロだったということが一つの背景にあるかというふうに思いますが、その辺、平成28年には4人が入園されているということですから、当然、園そのものは平成30年までは運営されていたわけですね。そして平成31年4月からは休園しているということですから、平成30年度末までは運営をしていたということですね。その通園をしていた子供さんたち、あるいはその子供さんたちを持つ保護者の世帯からは、こういう点で改革、改善をしてほしいとか、その辺の要望があったのかなかったのか。その辺をまずお聴きしたいですが。

○教育総務課長（西敬一朗君）

先ほどは地元の三体地区公民館長さんからのお話としてこういう話があったということをお紹介させていただきました。平成31年3月に最後の園児4人が卒園したわけですが、その時に保護者から何らかの要望あるいは提言といったようなものがあったというような記録は残っておりません。

○委員（宮内 博君）

入園者ゼロが2年続いたというようなことを受けて、市としては何らかの手立てを講じる必要があるというふうには議論して対応するというようなことはなかったですか。単なる様子見だけに終わったというようなことですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

入園者がいないという状況が2年続いたわけですが、先ほどの主幹からの説明にもありましたとお

り、年々、入園対象者数そのものが減る中で、牧園地区にも保育に関して一定の枠がありますので、そのときに特に入園者確保のためにという動きをしたという記録は私の見る限りは残っておりません。

○委員（宮内 博君）

三体地区は山間部ですので、そういう意味では人口減少地域だろうと思うんです。そういう所で安心して子育てをするための環境をいかに整えていくのかというのが行政の非常に大きな仕事の一つだろうというふうに思うのですが、市内の市立幼稚園の状況はどんなふうになっているのですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

市立幼稚園は現在4園ございます。溝辺の陵南幼稚園、霧島の大田幼稚園、隼人の富隈幼稚園、福山の牧之原幼稚園です。今年5月1日現在の在園児数をそれぞれ申し上げますと、陵南幼稚園は33人。大田幼稚園が9人。富隈幼稚園が51人。牧之原幼稚園が5人という状況です。

○委員（宮内 博君）

大田と牧之原は9人と5人ということですが、年齢別にはどうですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

大田幼稚園は3歳児が3人、4歳児が4人、5歳児が2人の計9人。牧之原幼稚園は4歳児4人、5歳児1人の合計5人です。

○委員（宮内 博君）

今あったように牧之原幼稚園は3歳児がゼロ。5歳児が1人という状況ですよね。実際に今回の三体幼稚園のようなことが起こり得る可能性を持っていると。大田幼稚園についても9人しかいないという状況ですから。そういうところに保護者の要望に沿った対応をしていく取組をしないで、そのままその自然の流れに任せるようなことになると同じようなことにつながっていく可能性、危険性が非常に強いと思うのですが、その辺は部長はどのように市として今後こういう廃園になるような事態を避けるためにどういう取組をしようというふうに議論しているのでしょうか。

○教育部長（出口竜也君）

保護者の方々が地域に保育園や幼稚園がある中で、生活のスタイルに合わせて、あるいはお友達がどちらに行くかということも含めて、選んでいくところが基本的な部分だろうと思います。幼稚園と保育園で趣旨が違うこともあって、ほとんどの方が働いておられれば、保育園のほうがニーズが高いのかなというふうに個人的には思っております。したがってそれぞれの園の特色を活かした活動は十分努力していると思うのですが、やはり保護者の方々がどちらを選択していくかというのが、そちらのほうが重要というか、優先度が高いのではないかとということで、市としてはある施設につきましては、しっかり整えて希望があればしっかり受け入れていくという現在そのような体制をとっているところでございます。

○委員（宮内 博君）

実際にこういう状況になっているということを、現実を踏まえて1回保護者の方たちを対象にしたアンケートを取るなどして、どういう要望があるのかなどを聞いていただいて、市としてどういう対応ができるのかということも含めて、議論ができるような、そして対応ができるような取組をぜひしていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○教育部長（出口竜也君）

幼稚園につきましては、学校の一種ということで、年に数回、教育委員会のほうでも校長、園長研修会もしておりますし、そういった中で、あるいは教育長と園長、校長との直接面談も定期的に行っていますので、そういった中で園の課題があればしっかり共有して今後の改善に生かしていきたいと思っていますところでは。

○委員（下深迫孝二君）

今いろいろお話を聞いていて、要するに三体地区、園児も少なくなってきていると。そしてまた幼稚園というのは時間も短いと。そして保育園はその受け皿がないのであればあれだけ、保育園がま

だ十分確保できる状態にあると。ましては4歳、5歳、6歳児ということになりますと、小学校に入る前のいろんなことを覚えないといけない時期の子供たちだと。そしてまた2人、3人のところでは、やはりそういう競争力も無くなるというふうに私は聴いていて受け取ったのですが、受け皿があるので、そこら辺は入り手がないのだという理解でよろしいですよ。

○教育総務課長（西敬一朗君）

はい、最初の御説明でも申し上げましたが、正におっしゃるような状況で、今後も入園者が見込めないというのが大きな理由です。

○委員長（平原志保君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で、議案第85号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時24分」

#### △ 議案第86号 霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第86号、霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（西田正志君）

議案第86号、霧島市子ども医療費助成条例の一部改正についてにつきましては、霧島市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成において、従来対象としていた住民税非課税世帯の未就学児に加え、同じく住民税非課税世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までを対象に、医療機関等で窓口負担をなくす制度を導入するため、関係条例の所要の改正をしようとするものです。なお、詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について、説明申し上げます。改正案に関する新旧対照表は、資料の8ページから9ページ、霧島市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成事業において、令和3年4月1日を開始日として、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部が改正される見込みであります。これに伴い、本市において、従来対象としていた住民税非課税世帯の未就学児に加え、同じく住民税非課税世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までを対象に、医療機関等で窓口負担をなくす制度を導入するため、霧島市子ども医療費助成条例の一部改正をしようとするものです。なお、第2条第1項により、今回医療費助成の対象に新たに追加することとなる者を規定し、同条第3項及び第4条第2項において、現物給付の対象とする子どもの範囲を拡充するため、それぞれ文言を整理しております。以上で、議案第86号、霧島市子ども医療費助成条例の一部改正についての説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回の対象となる方の人数と予算はどれくらいになりますか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

今回対象となるものが、高校生のうち非課税世帯に属する者ということで、現在うちのほうにデータがないのですが、小学生、中学生のデータから推察しまして、先日の一般質問でもお答えしました

が、対象130名と見込んでおります。給付の見込額についても、小中学生の実績等から勘案しておりますが、大体年間で250万円程度を見込んでいるところです。

○委員（宮内 博君）

まず霧島市の今の子ども医療費の負担状況というのは、どういうふうになっているかをまずお示しください。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

本市の状況としましては、対象を中学生までとしております。そのうち未就学児につきましては、自己負担なしで全額助成をしていると。小中学生につきましては、非課税世帯については、全額の助成をしておりますが、課税世帯については、2,000円を超えた部分について助成をしている状況でございます。

○委員（宮内 博君）

それぞれの未就学児までは全額助成なんだけど、小中学生はどういう人数になっているか、課税、非課税でお示しください。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

就学児、小学生、中学生の課税世帯に属する子供の数ですが、9,228人、非課税世帯に属する子供の数が396人となっております。これについては、令和2年3月31日現在の状況でございます。

○委員（宮内 博君）

現在の小中学生の396人が非課税世帯ということですが、これも現物支給でしたか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

県内の市町村においては、現物支給の制度というのは取られておりませんので、全てが自動償還払いということになります。

○委員（宮内 博君）

今回、その口述にあるように、窓口負担をなくす制度を導入すると、これ現物支給ですよ。そういう理解でよろしいですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

県が進めております未就学児については、現物支給になっております。今回は、その対象を小学生、中学生、高校生の非課税世帯の子供まで広げることになります。

○委員（宮内 博君）

要するに、高校生まで非課税世帯については現物支給と、窓口で払わなくていいという、こういう対応をするということでありませうけれど、これまで子ども医療費の無料化については、かなり議論をした経過があるわけですが、その中で、現物給付については、かなりハードルが高いと。システムの改修などで、そういうものもしなければいけないというようなことで、かなり難色が示された経過があるのですけれど、今回、現物給付を実施をするということになります。人数としては500人ちょっとですか、対象になるというふうに思いますけれど、いずれにしてもシステム等の改修とかそういうものも当然必要になってくるのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

今回のシステム改修につきましては、当然対象を広げるということ。それから現物給付の対象も広がるということで、システム改修も一部しなければならないのですけれども、それについては予算の中で、本年度改修をしたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

窓口で無料の場合と、2,000円を超える課税世帯、2,000円を超える場合は負担が発生するということになるのですけれど、この2,000円を超える場合の窓口負担ですね、これも2,000円だけ払ってあとはもう現物支給ということになるのですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

現物支給の対象は、先ほどから申し上げております非課税世帯のみでございますので、課税世帯の

2,000円を超える分の助成については、後程返ってくる自動償還払いということになります。

○委員（宮内 博君）

あくまでもその非課税世帯のみが、窓口無料化の現物支給ということですよ。ただ、これを導入することによって、全世帯を対象にした現物給付へのハードルもかなり下がってくるというふうに思うんです。そこでお尋ねしたいのですけれど、非課税世帯、推計値で大体130人ほど、今回高校生に枠を広げるということになるということですが、この周知の方法、それはどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

今回の対象者への周知についてでございますが、現在、これまで子ども医療費として対象であった子供たちについては、市のほうで対象者のリストを持っておりますので、その対象者については通知をしたいというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

確認しておきます。今、質問者、答弁者のほうから高校生までもという話があったようですが、18歳ということだと、学校に行っていない子どもでも大丈夫だという理解でよろしいですかね。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

委員のおっしゃるとおり、今回については、条例のほうで18歳までということにしております。高校生については、特に条例のほうでは、高校生に限るとかそういった条例を設けておりませんので、高校3年生まで、並びに18歳の子供まで対象にしてしておりますが、既に親の監護の状況にあるものについてを対象としておりますので、親の監護から外れている方については対象外ということになります。

○委員（宮内 博君）

県内19市ありますけれども、既に8市が無料化を18歳までしているということなのですが、県内で薩摩川内市や鹿屋市などが霧島市と人口規模が近いということですが、そこはどうなっていますか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

本年4月1日現在の状況でございますが、県内の市町村でいきますと8市7町1村が高校生までもを対象に、現物給付ではなくて、自動償還払いの無償化を行なっているということになります。8市のうちの内訳としましては、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、曾於市、南さつま市、志布志市、それから7町の内訳ですが、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、南大隅町、中種子町、南種子町、そして、一つの村でございますが、大和村ということで確認しております。

○委員（宮内 博君）

喜界町も入っていたのではないかとこのように思いますけれども、そこは確認してください。私が聞いたのは、薩摩川内市と鹿屋市、霧島市と人口規模が近い、そこはどうなっていますかと。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

薩摩川内市は、今申し上げたとおりでございます。鹿屋市のほうですが、鹿屋市は、中学生までを対象に自己負担なしでの自動償還払いを実施しております。

○委員（宮内 博君）

ですから、薩摩川内市では、高校卒業18歳までと、鹿屋市でも中学を卒業まで自己負担なしということで見ると、実際、市長の公約の第一枠の子育て日本一ということですから、鹿児島県内でも遅れているというのは、かなり課題が残されているというふうに思いますけれども、今回の改定に当たって、その辺は市長部局とどのような将来展望を議論したのでしょうか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

今回の改正につきましては、低所得者の方が必要な医療を受けられるようにということで、今現在、市のほうで実施しております子ども医療につきましても、非課税世帯につきましても、無償化ということで対応を行っているところです。今後につきましても、先の一般質問でもありましたように、県への働きかけ、全国市長会への働きかけ等を行いながら、対象年齢の引上げ、また支給方式の改正等

について要望をしていきたいと考えております。それと一番大きなものが、やはり財源的な問題があるということで、今回の高校生の現物給付に際しましても、国保税の減額調整措置とか、そういったものが小学校以上については取られるというようなこともありますので、やはり財源的な問題で今後そういった要望をしながら検討していきたいというふうに思っております。

○委員（宮内 博君）

今回の18歳まで引き上げることによって、今、課長が答弁があったように、国保財政へのペナルティーが、それが一つはネックになっているということですが、いかほどの影響額があるのですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

影響額については、現在まだ試算はしてはいないところですが、現物給付になりますと、当然医療費が増高すると。そういった波及増加分については、国の国庫負担金のほうを減額しますという通知がきております。大体16%ぐらいの伸びが見込まれるというようなことで確認をしておりますが、その伸びた分について、国庫負担分については支出をしないということになっているようでございます。

○委員（宮内 博君）

その16%でどれくらいになるのですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

16%と申し上げましたが、自動償還払いを利用しているときに1とした場合に、現物給付を採用した場合に、0.8611という係数を掛けているようでございますので[27ページに訂正発言あり]、率が済みません、16%に近い数字になると思うのですが、ちょっと計算を後でしたいと思いますが、そこについての試算というものは現在行っておりませんので、ちょっと数字を申し上げられないところでございます。

○委員（植山利博君）

今のところをもう一回確認をさせてください。1とした分を現物給付にした場合は、0.8611の伸びになるという理解ですか、そこをもう一回説明してください。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

ここに例がありますので、例を申し上げて説明したいと思います。現物給付を採用して医療費の方が1,000万円掛かったとした場合に、1から0.8611を引いて、それを掛けますということで、139万円が医療費の調整対象になるというようなことで[27ページに訂正発言あり]、国のほうからは通知が来ております。

○委員（植山利博君）

ちょっと今、さっと言われて、理解をするのに整理をさせてください。現物給付になった場合に、過去よりも1,000万円医療費が増額した場合に、その1,000万円に対して1から0.8611を引いた0.14ぐらいですか、それを増えた分の1,000万円に掛けた分をペナルティーとして減額するという理解でいいですか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

現物給付を含む医療費ということで、自動償還払い、それから現物給付を含んで医療費が1,000万円ありましたと、医療費が1,000万円、そのうち現物給付を導入したことによって伸びるので、1引く0.8611をした残り139万円に対しては減額対象ということになります[27ページに訂正発言あり]。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、以上で、議案第86号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時45分」

「再開 午前11時46分」

○委員長（平原志保君）

再開します。それでは教育委員会より発言の訂正の申出がありましたので、教育委員会のほうお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一郎君）

先ほど新橋委員からの御質問で総合評価における技術評価点1点当たりを金額にした場合の御質問に対して、1点当たり30万円とお答えしたところでしたけれども、直近の工事において再計算しましたところ、1点当たり180万円でした。お詫びして訂正いたします。

○委員長（平原志保君）

それでは次に陳情のほうに入るのですけれども、ここで休憩にしまして、午後から再開したいと思います。

「休 憩 午前 11時48分」

「再 開 午後 0時57分」

○委員長（平原志保君）

それでは保健福祉部から訂正があるそうなので、砂田課長のほうからよろしいでしょうか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

午前中の審査の中で植山委員及び宮内委員のほうから質問のありました、国保の国庫負担金の減額調整について、発言の訂正をお願いしたいと思います。1,000万円の医療費を例にして説明を致しましたが、その説明の中で、現物給付及び自動償還払い1,000万円と、その医療費は両方含むよというお話をしたのですが、制度として、その階層は全て現物給付方式となりますので、現物給付方式による医療費1,000万円のときの試算ということで訂正をお願いします。それと、もう1点です。国庫負担金の減額調整率0.8611というふうに申し上げましたが、この数字につきましては小学校の就学前の数値になります。未就学児ですね。この数値については、既に平成30年度、国のほうで廃止ということで、正確には小学校の就学後の数値を言うべきところを未就学児を言ってしまったということになります。就学後の調整率につきましては、0.8427とされておりまして、従いまして、1から0.8427を引いて1,000万円を掛けるということで、157万円が減額調整の対象額ということになります。この額に国庫負担の負担割合、補助率等が掛けられるということになりますので、訂正してお詫び申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 0時58分」

「再 開 午後 1時00分」

### △ 陳情第7号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（西田正志君）

陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書の陳情事項の2021年度の霧島市の国民健康保険税引き下げを実施することにつきまして、本市の国民健康保険の概況を御説明申し上げます。国民健康保険の被保険者は、加入世帯及び加入者数状況が年々減少傾向にあるなかで、60歳以上の方々が全体の59.07%を占めるなど被保険者の高齢化が進んでいる状況です。また、医療費は、高齢化の進行と医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費が増加し続けています。このような状況において、本市の令和元年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、県から示された標準保険税率等を基に、

国民健康保険税率の見直しを行ったこと、国民健康保険税の収納率が上昇したこと、歳入確保に努めたことなどから、歳入合計150億4,414万2,637円、歳出合計147億2,794万3,027円で、3億1,619万9,610円の黒字となりました。令和3年度の国民健康保険税につきましては、県から来年1月に示される令和3年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を確認し、国民健康保険運営協議会の答申を受けてお示しすることになります。以上で、概況の説明を終わります。詳細につきましては、担当課長が説明します。

○保険年金課長（末原トシ子君）

本市の国民健康保険の現状を御説明します。資料1ページ、I、国保加入者や医療費の現状等についてを御覧ください。まず、1①、国保加入者の状況です。これは年度平均の値です。下の表はそれぞれ前年度比の数、増減率をまとめたものです。令和元年度は、世帯数16,566世帯で、被保険者数は25,885人、平成26年度と比較しますと、5年間で世帯数は1,797世帯、9.8%、被保険者数は4,556人、15%減少しており、世帯数・被保険者数ともに、毎年減少しています。次に、2ページ、②国民健康保険の資格取得・喪失理由です。これは年度末の値ですので、先ほど御説明した①とは値が異なることにご注意ください。被保険者数の異動が最も大きいのは、社保離脱・社保加入ですが、増減理由の最大の要因は後期加入によるものです。年間1,000人程度が75歳となり、後期高齢者医療保険に移行しています。次に、3ページ、③被保険者の年齢構成・増減率等です。令和2年4月1日時点における総被保険者は25,648人で、年齢構成につきましては、0～14歳が7.47%、15～64歳が44.76%、65～74歳が47.77%となっています。平成28年度には、全被保険者に占める65歳以上の被保険者の割合が39.12%でしたので、4年間で8.65ポイント増加し、高齢化が進んだことが分かります。また、平成31年までは最も被保険者数が多い年齢区分は65～69歳でしたが、令和2年は最も被保険者が多い年齢区分が70～74歳になりました。令和元年9月末時点における全国の市町村国保の被保険者数は、2,710万7,000人で、全被保険者に占める65歳以上の被保険者の割合が43.8%でしたので、時期は若干異なりますが、全国平均より本市の被保険者の高齢化が進行していることが分かります。高齢化の最大の要因は、いわゆる団塊の世代が、令和元年度に全員、70歳に達したことなどが要因として考えられます。次に、4月1日時点における国保加入率について、令和2年度の被保険者加入率は、23.92%で、被保険者の減少とともに、加入率も低下しています。なお、これは74歳以下の市民を対象とした場合の加入率です。75歳以上の市民も含めた場合で考えますと、令和2年度の被保険者加入率は、20.58%になります。いずれの場合も、被保険者加入率は、減少傾向にあります。次に、4ページ、2、医療費等の状況をご覧ください。まず、①保険給付費の状況です。なお、この項目は、国民健康保険事業状況報告書をもとに作成していますので、各年度の実際の支出額とは若干異なる部分があることにご注意ください。下の表はそれぞれ前年度比の金額、増減率をまとめたものです。保険給付費は、年々増加していましたが、高額なC型肝炎治療薬の普及により平成27年度に大きく増加し、平成28年度、平成29年度にはその治療薬の薬価が引き下げられたことや診療報酬が引き下げられたことにより減少しましたが、平成30年度は増加に転じました。そして、令和元年度にはわずかではありますが、再度減少しました。ただし、平成28年度、平成29年度の減少率と比較するとその減少率は小幅なものになりました。次に、5ページ、②被保険者1人当たりの医療費の推移です。棒グラフが全体、折れ線グラフが、一般被保険者分、退職被保険者等分です。グラフで見ると、一人当たり医療費が年々増加していることが分かります。退職被保険者等につきましては、1ページの表①にもありましたとおり、退職者医療制度の廃止に伴い、これまで経過措置が続いてきましたが、令和元年度がその最終年度であり被保険者が大幅に減少したため、一人ひとりの医療費の影響が大きく現れ、大きく増加することになりました。次に、③年齢別一人当たりの医療費の推移です。一人当たり医療費が増加傾向にあることは②でも御説明しましたが、この表は年齢別で見たものです。当然ながら、65歳以上の前期高齢者の医療費が高く、全体の医療費を引き上げていることが分かります。次に、6ページ、II、医療費適正化に向けた取組を御覧ください。まず、1、特定健診及び特定保健指導の実施率向上に向けた取組です。令和元年度の受診率は平成30年度と比較して、0.7ポイント上昇し、47.4%になりました。し

かしながら、国の目標値である60%とはまだ乖離があることから様々な取組を進めており、令和2年度には受診率向上策の一環として、特定健診対象者全員に情報提供票を送付する取組を開始しました。一方、保健センター等で実施している特定保健指導については、新型コロナウイルス感染症の影響により年度末の活動を控えざるをえない状況となったことから、令和元年度については、前年度より若干減少しましたが、3年連続で国の目標値である60%を超える状況となっています。次に、2、重症化予防に係る取組です。発症予防や重症化予防を進めるため、始良地区医師会と連携しながら、要医療対策、糖尿病重症化予防プログラム、CKD予防対策などを実施しています。次に、7ページ、3、重複・頻回受診者、重複服薬者等への訪問指導です。これは、鹿児島県国民健康保険団体連合会が抽出した対象者を市で精査し、保険年金課の看護師2名が文書と電話により予約をとり、家庭訪問を行う取組です。この取組は、保健センターとも連携して行っており、必要に応じて保健師等も家庭訪問に同行しています。次に、4、柔道整復施術療養費適正化業務です。この取組は、平成30年度から業務委託により実施しています。柔道整復施術療養費支給申請書の内容について被保険者に照会を行うとともに、柔道整復師による施術の正しい受療方法について、普及、啓発を行う取組です。次に、5、医療費通知の送付です。被保険者自身に医療費の状況を確認してもらい、健康管理の参考としてもらうことを目的に発送しています。年6回送付し、令和元年度は年間約7万9,000件程度発送しましたが、被保険者の減少により発送数は若干減少しており、平成30年度の発送数より2,000件程度減少しています。6、後発医薬品の使用促進です。令和2年3月時点の使用率は、数量ベースで国が求める80%を超える86.15%となり、通知を発送する対象者も年々減少しています。令和元年度からは、使用率を一層高めるために、これまで、35歳以上の方、かつ差額が一人当たり200円以上の方、かつ投与期間が7日以上の方にお送りしていたハガキを、年齢による制限をなくし、全被保険者を対象に送付することとしました。また、令和2年度からは通知回数を3回に増やしています。次に、8ページ、7、第三者行為求償にかかる取組です。交通事故等の第三者の行為によるケガや病気で保険証を使用して治療した場合、国民健康保険が加害者の支払うべき医療費を一時立替払いしている状態になります。このため、立替払いした医療費を、被保険者が提出した疾病届等をもとに、加害者に損害賠償を請求する取組を第三者行為求償といいます。具体的には、病院から提出されるレセプト情報や、救急搬送報告、各種申請時の窓口での確認、損害保険会社からの報告、保健所からの報告等により、対象者を抽出し、ケガ等の内容について確認を行い、必要に応じて疾病届を提出してもらうものです。なお、その後の加害者側との交渉等については、国保連に委託して業務を行っています。次に、8、不当利得に対する取組です。本市の国保資格喪失後に、本市の保険証を使って医療機関を受診した場合に、本市が負担した医療費の返還を被保険者に求める取組です。保険者によっては、被保険者から申請書を提出してもらい、保険者同士で調整することもあります。このほか、パンフレット等を作成し、配付する等の取組を行っています。次に9ページ、Ⅲ、国民健康保険事業費納付金をご覧ください。平成30年度の国保制度改革に伴い、開始されたもので、市の負担分である国民健康保険事業費納付金を納めることにより、保険給付費の財源が県から交付されることになりました。令和2年度は、前年度より約3億7,000万円、10.5%増の38億6,887万4,137円を納付金として納めることになっています。次に10ページ、Ⅳ、国民健康保険税の状況をご覧ください。1、国民健康保険税率の状況です。国民健康保険税率は国保制度改革に伴い、平成30年度から標準保険料率が県から示される仕組みとなりました。これにより、平成30年度、令和元年度は、県から示された標準保険料率等をもとに国保税率の改正を行ったところです。令和2年度については、制度改正後の決算の結果をもとに、基金を活用して税率の維持することとしました。次に、2、調定額・収納額・収納率です。平成30年度、令和元年度の状況です。令和元年度の現年度収納率は前年度より0.38ポイント上昇し、94.96%になりました。次に11ページ、3、法定軽減世帯の状況をご覧ください。本市の被保険者の世帯構成は、一人世帯、二人世帯の計が9割を超えています。また、全世帯の約3分の2が、7割軽減から2割軽減までのなんらかの軽減を受けていることが分かります。なお、軽減判定所得につきましては、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、法令上の根拠はないものの、経済動向等を踏まえて

見直す慣例があり、平成27年度から令和2年度まで、毎年見直しが行われています。以上で説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

一般質問の中で宮内議員が霧島市の国保税は他市に比べて高いとこういうようなやり取りがあったわけですが。あの時に市長の答弁と、宮内議員の質問と少し論点が違ったように聴いていたのですが、宮内議員は調定額の一人当たりということをおっしゃられて、市長は世帯構成や所得によって高いところもあれば、安いところもあるというような表現をされたと思うのですが、そのことが、どういうことを意味していると思われませんか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

一般質問のところで宮内議員は一人当たりの調定額ということで、調定額を被保険者数で割った金額になるのですが、この金額が19市の中では3番目ということをおっしゃられて、市長は4方式のところもある3方式のところもあるので、一概に比較はできないけれど、所得や世帯構成、人数等によっては高かったり、低かったりする部分もあるということをおっしゃられました。そのことについて私たちも見たときに、確かにそういう部分もある。しかし、調定額としては上から3番目ということには速報値ですが、間違いは無いということで認識しています。

○委員（植山利博君）

調定額の一人当たりの平均というのは、所得の高い人が多いと調定額の一人当たりの平均は高くなるという理解でいいですか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

所得が高いというのも一因でありますけれども、所得割によってもやはり調定額が上がることにもなります。

○委員（植山利博君）

私の理解は、調定額で一人当たりの平均で、高い安いを比べるのは余り意味がないのかなというふうに私は思っております。なぜかという、調定額の一人当たりというのは平均ですから。だから平均の人が余りいないわけですよ。現実には世帯の構成であるとか、何人世帯であるか、どれだけの所得を持った人がどれだけいるかによって、平均値は上下しますから。現実の一人ひとりの負担感と調定額の負担感というのは全く違うものではないかなというふうに理解していますけれども、この見解についてはどう評価されますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

限度額が99万円の方もいらっしゃるし、7割軽減を受けていらっしゃれば、1万7,000円ぐらいの保険税の方もいらっしゃるというのはもう事実でございます。それが押しなべて平均となると、9万円をちょっと超える金額になっているのは事実であると考えています。

○委員（植山利博君）

それはその辺で置いておきましょう。それと国保の場合は全額個人負担、あと社会保険とかほかの医療保険制度は会社が負担する部分があるので、2分の1ぐらいで済むケースがあるのではないかと議論もあるところですが。このことについて特に一部上場の大企業はそういう意識は少ないかもしれませんが、地元の小規模な事業者にとって、会社が負担する保険料というのも、その会社に所属する社長から従業員までがみんなで稼いだ金ですよね。本来は医療保険制度はないとすれば、給料として受け取る個人の分を会社が立て替えて払っているという理解ですので、私はそういうふうに理解しています。これは大企業だろうがいつしよですけどね。どんな大きな企業であろうが。そこを踏まえた上で、国保に対する国庫、他会計からの繰入れは何パーセントありますか。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

令和2年度の国保財政というものが国から示されているのですが、令和2年度の予算案ペー

スです。これで見ますと、令和2年度の国保財政は医療給付費等の総額が11兆1,000億円と想定されておりまして、前期高齢者交付金という国保被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整すると言われる前期高齢者交付金、社会保険などから支援を受けている部分、こちらが3兆6,200億円になります。それ以外が国と県などで賄う部分なのですけれども、その残りの部分が7兆4,800億円です。そのうち、定率国庫負担として国から入ってくる32%分が2兆2,800億円。国から調整交付金として入ってくる部分が9%の8,200億円。都道府県から入ってくる部分が9%ありまして6,400億円。これが前期高齢者交付金を除いた分の医療費の半分。これが国と県から出ている状況です。それから保険料が2兆6,100億円というのがあるので、その中には財政安定化支援事業であるとか、保険者努力支援制度、あるいは高額医療費の負担金、保険者支援制度、保険料軽減制度などで、さらに国県市町村の一般会計からお金が繰り入れられている状況です。

○委員（植山利博君）

今、国レベルで答弁をいただきましたけれど、例えば霧島市にとって、いわゆる国保税を納めていない、今おっしゃった全ての財源を加えたものは何%になりますか。分かっているならば御示してください。今おっしゃったのが全部国レベルで入っているわけですよね。それを霧島市に例えたときに、その財源が霧島市の歳入の何パーセントに当たりますかということをお聞きしています。数字がつかめていなければ後でもいいです。御示してください。

○保険年金課主幹（末増あおい君）

令和元年度の国保税が一般財源として霧島市が収入する部分ですので、それらが国等が入っていないお金であるということを考えますと、税の部分で令和元年度決算が15.5%になります。それ以外は国県の補助金や一般会計からの繰入れなどになります。

○委員（植山利博君）

先ほど、小児医療のところでは現物支給をした場合、国からのペナルティーがあるということで、予約16%弱かな。ペナルティーがあるということでした。過去において税率を下げるために一般会計から繰入れをした場合は国の交付金についてもペナルティーがあると聞いた記憶があるのですけれども、それはあったのですか。なかったのですか。現在はどうなっていますか。

○保険年金課長（末原トシ子君）

一般会計からの繰入れに対するペナルティーは今までありません。

○委員（宮内 博君）

先ほどの植山議員の関係ですけれど、今までは調停額ということでは余り私どもは議論していないのですよね。それで所得250万円、4人家族うんぬんという。それでしたら植山氏のほうがその階層、国保加入者のうち何人いるかというそういう議論をしてきて現実的でないという指摘を受けたのですけれど、先のお話を聴くと、そっちのほうが現実的ではないかというようなことを言っていますので、どこが彼の本質的な議論なのかなと思ったのですけれど。確認ですけれど、この資料の10ページに調定額が出てくるのですよね。それで先ほど課長のほうから、調定額でいくと県内の19市のうち3番目に高いということになっているのですけれど。ここも結局調定額の計算というのが、現年度分に入るべき税収の総額、これでいきますと調定額、収納額、収納率のところの一番下のほうに現年度分というのがありますよね。ここで23億4,254万9,600円ということになっておりまして、これで被保険者数を割ると調定額1人当たり負担というのが出てくると。それが9万円なにかしとそういう数字になる。ここでの比較が19市の中で3番目ということになるということなのですから、その理解でよろしいですよ。

○保険年金課長（末原トシ子君）

そのとおりです。

○委員（宮内 博君）

それでどこを議論したのかということをお聞きしたいというふうにも思うのですが、結局、平

成30年，令和元年で15%ほど値上げをしているわけです。それで実質令和2年は据え置きということですが、これは私が示した資料というのは令和元年度の状況ということになっているのですが、令和2年度の状況というのは把握していませんか。調定額全額が出ているかどうかということも当然比較の対象になるかと思えますけれど。

○保険年金課長（末原トシ子君）

国保税は，加入，喪失のたびに更正がかかってまいります。3月までそこが動きますので，調定額については予想がつかないところでございます。

○委員（植山利博君）

国保も国庫負担が年々引き下げられてきているという議論もあるわけです。率は。ただ額としてはどういう状況にあるのか。医療費総額は今ここ数年減少傾向にある。1人当たりの医療費はずっと増加傾向であるというわけですから，医療費総額は減少傾向がここ3年ぐらいなっている。三，四年ですか。ただ公費負担の率も引き下げられてきているという議論があるわけです。額としてはどういう状況かお尋ねします。それは分かれば後で御示してください。それと，このコロナ禍の中で病院も大変だと。国保もどうなるのかというようにいろんな不安要素があるわけですが、国は国保税の減免，それから様々な社会保障の減免，固定資産税等の減免，そういうことを目指して令和3年度に向けてやるのだということの報道等があるわけですが、国保税についてはどういう状況になるというふうに理解されていますか。

○税務課長（浮邊文弘君）

国保税の減免につきましては，現在令和2年の2月1日の納期から令和2年度分までが減免の対象になっていますが，令和3年度については国のほうから何もお示しがないところでございます。

○委員（植山利博君）

再確認します。令和元年度の部分に課税をするわけです。令和2年度の部分については減免がなされるという理解でいいんですね。令和2年度分は。

○税務課長（浮邊文弘君）

令和2年度分は全額減免の対象となっております。令和元年度分につきましても9期だけが対象になっておりまして，それも一緒に減免の申請の受付をしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

現在，コロナ禍にあるわけですが、霧島市の場合は感染者が13人に留まっているという状況ですが，首都圏ではかなり毎日のように記録を更新していると，こういう状況が続いている。それで一般的にはそういう患者が増えるということによって，医療費が膨らんでくるのではないかとというような危惧があるわけですが、これは法律的には国がきちんと費用を担保すると制度上になっていると思うわけですが、そのところを確認したいと思います。

○保険年金課長（末原トシ子君）

例えば，発熱とかあって，PCR検査とか受けた場合の初診料は確か自己負担で，後のもし陽性となられた場合の医療費は，確認してみないとはっきりしないですが，公費負担だったと思います。ただ，食事代などは御自分で払わないといけなかったのではないかと。もう一回そこについては，確認したいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにありますか。ないようなので，以上で陳情第7号の質疑を終わります。ここで休憩します。

「休憩 午後 1時36分」

「再開 午後 1時39分」

#### △ 陳情第7号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは、陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について、審査に入ります。今日は陳情者として、霧島市社会保障推進協議会山下義仁様と平田優様が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質問に、一問一答でお答えいただきます。御発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押すと、スイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ、御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（山下義仁君）

本日はお時間を作っていただき誠にありがとうございます。霧島市社会保障推進協議会を今回は代表しまして会長の原口に代わり、国分生協病院院長山下義仁が趣旨説明をさせていただきたいと思っております。お手元に陳情書はまいていると思っておりますが、霧島市の国保税引き下げを求める陳情であります。現在、霧島市だけでなく日本全国、コロナの感染症が第3波に入ったということで、医療崩壊のことも叫ばれている状況ではありますが、それほどの多くの患者さんが国内全体で広がってきています。このような中で、飲食業それから観光事業者などの経営は厳しく、今年の9月末の失業者は総務省の調査によると、206万人に上るという報告があります。またコロナウイルスへの感染の恐れから医療機関への受診者は減少し、今年5月の前年度同月比で見ると79.8%へ減少しています。私たちの国分生協病院でも外来、一般の方は減っておりますし、中でも小児科、それから開業の先生のところでは耳鼻咽喉科の減少は著しいものとなっております。一方で、霧島市の国保に加入する被保険者の実態ですけれども、所得100万円未満の方が被保険者の約70%を占めています。1万世帯を超えている数になります。また被保険者の88%が年金生活者の非正規で働く方で占められている状況です。国民健康保険は皆さん御存じのとおり、国民皆保険を支える最後のとりでとなっております。ところがその負担が本当に重いんです。母子家庭の方とかもいらっしゃる状況の中で、国保税を滞納すれば、期限を限って発行する短期保険証、それから受診の時に治療費全額を窓口で支払う資格証明書等は発行されています。その結果、全国だけでなく霧島市でも受診控えによる死亡事例が発生しています。これはもう4年前になりますけれども、当霧島市、市役所の窓口の前で事切れた方がいらしたかと思っておりますけれども、まだ60歳にもなっていない、糖尿病を基礎に持っていらっしゃる方が心筋梗塞で亡くなられて、当院に搬入された経過もあります。そういったことを今後は一人も起こしてはならないというふうに思うところです。コロナ禍の中、医療費の総額は抑制されていると思っております。皆さん受診控えていますから。財政的にも基金残高が増え、余裕が出ていることが予想されます。現状の国保税負担が続くと市民生活を直撃しますし、必要な医療が受けられない市民がさらに増えてくるというふうに思われます。このような状況を回避するために、国保税の負担軽減を求めます。陳情事項1、2021年度の霧島市の国民健康保険税引下げを実施すること。よろしくをお願いいたします。

○委員長（平原志保君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

どうも御苦勞様です。今山下先生のほうからお話があったのですけれども、4年前に市役所内で倒れた女性の方が救急搬送されてお亡くなりになるということは今紹介をされたところですが、今のコロナ禍の中で、実際にはそういう保険証を持たずに、病院を訪れるような状況というのはどういうふうになっているのか。あるいは無料低額診療事業というのも生協病院では行っているところですが、それらの状況等があれば、御紹介をいただければ。

○陳情者（山下義仁君）

これはやはりコロナの流行が始まって、実際に仕事を失ったとか、相談窓口を作っておりますので、

そういったところでは、実際に仕事を失った方、それから収入が減ったという方がいらっしゃいます。そして無料低額診療事業ですけれども、当院継続して行っていますけれども、そちらのほうへの申込みも引き続きみられているという状況ではあります。そういった点では非常に困窮した状況がやはり地元の中で広がっているというふうに理解しているところです。

○委員（宮内 博君）

そういう生活が苦しくなっている人たちが広がっているという状況であるわけですが、実際、コロナ禍において、家計消費そのものも大変落ち込んでいると。あるいは病院においでになる方も少なくなっているということで、議会でも一般質問のほうで、どれぐらいのその減少があるのかということでお聴きをしましたけれども、市内の状況ってなかなか市当局も掴んでいないということで、明確な答弁がなかったのです。それで実際に医療に従事をされている先生方のところで、どんな状況があるのかというのがあればお聴きかせいただきたいし、家計の状況などもその調査があれば、また分かっていたらお知らせいただければと思います。

○陳情者（山下義仁君）

今のところ、私たちの外来でいいますと、大体1日平均250人ぐらい来ていた患者さんの数が、大体200人ぐらいに減っております。それで、高血圧や糖尿病等の予約の患者さんのところは回復してコロナ前の状況に戻っていますけれども、いわゆる初診とかいう方とか、一般内科のところは大きく減っております。それからあと129床の病床ではありますけれども、129床が大体115床とか110床くらいというところで病床が空いている状況もあります。これは多少コロナの疑いの患者さんを受け入れる病棟とか病室とかも準備をしている状況ではありますけれども、それでも空きが多いという状況です。これは当院ですけれども、霧島市立医師会医療センターの先生ともこれは会話ですから、客観性があるわけではないですけれど、一月、二月ぐらい前お話しした時で言うと、経営は赤字だというようなことはおっしゃっていました。いろいろと補助が国から出ることはなっていますけれども、実際まだお金が下りておりませんし、それだけで経営がプラスになるかというところではない状況はあります。

○陳情者（平田 優君）

先日は懇談いただきまして、本当にありがとうございます。御質問の件ですけれども、ちょっと本日は資料を準備いたしておりませんけれども、懇談会の折には配付させていただきまして、私ども生協の、私生協の職員をやっているものですから、家計調査のデータからみまして、霧島市というわけではなくて、県を対象にしたデータですけれども、医療費は8割ぐらいの前年に対しての支出ということになっています。これ明らかに受診の控えだろうというふうに思っています。段々と収入というものも減ってきている状況ではあるのですけれども、こういう状況の中で明らかにやはり病院に行くのをためらって、受診を控えるというのがはっきりと出ているのではないかなというふうに思います。

○委員長（平原志保君）

ほかに質問ないでしょうか。ないようなので、以上で、陳情第7号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時49分」

「再開 午後 1時49分」

## △ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は議案番号順に行います。

## △ 議案第85号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### ○委員長（平原志保君）

それでは、議案第85号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

### ○委員（宮内 博君）

議案第85号は霧島市にあります市立幼稚園5園のうち、三体幼稚園を今回廃止をすることによって、条例上から削除するということなのですけれども、議論の中で明らかになったのは、実際、平成28年に4人入園をされて、それ以降2年間はゼロだったということで、休園状態に平成31年からしているということなのですけれども、なぜそういう状況になったのかということの十分な調査といいますか対策といいますか、それがどうもこう様子を見ているというようなことになっていたような、そういう印象を強く受けたのです。ですから、やはり山間部の子育てをどういうふうに支援をしていくのかというのは民間任せではなくて、きっちり行政側がそれなりの対策をとって、手立てをとっていくというようなことは必要ではないかと思うのです。対象の子供さんの数は22人ほどいらっしゃるというようなことでもありましたから、もう少しその辺は行政側として、対応が求められるのではないかというのを強く印象として感じたということをおし上げておきたいと思います。

### ○委員（植山利博君）

議案第85号は今、宮内委員が言われたとおりの三体幼稚園を廃止、廃園するというののために条例廃止をするということなわけですけれども、これまでの国の政策の流れ、霧島市の政策の流れを見ても、公営で保育園や幼稚園を運営するよりも民間の施設で運営することのほうが多様な保育ニーズに対応できる。延長保育であるとか病後児保育であるとか、夏休み春休みのその臨時的な保育、幼稚園の預かり等があって、やはり保護者がどうしても公立の幼稚園・保育園よりも民営の幼稚園、送り迎えがあるとか、そういうことで流れとしてそういう流れにきているのだろうというふうに私は感じたところでした。

### ○委員長（平原志保君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

### ○委員（宮内 博君）

私は、議案第85号、霧島市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、反対の立場で討論に参加をしたいと思います。先ほど申し上げましたように、今回の条例改正は市内にある市立幼稚園5園のうち、山間部に位置する三体幼稚園をこの条例上から外すということで、三体幼稚園を廃止をすると、廃園にするというものであります。議論の中で明らかにもなって参りましたけれども、平成28年に4人が入園して以降、子供さんの入園がなかったというようなのが大きな廃園の理由とされているわけでありましてけれども、やはりこの山間部の人口減少がこの非常に大きく問題になっている地域で、安心して子育てができる環境をどう作っていくのかというのが、やはり行政側の主体的な取組がなければなかなか困難だろうというふうに思うのです。確かに民間の幼稚園・保育園に預けたほうが効率的だという議論もありますけれども、だけれども民間の幼稚園・保育園はそれを設置することによって、運営が安定的に担保されなければなかなか手を出すことはできないというのが現状であろうと思うのです。がゆえに市立の保育園についても山間部の保育園は未だに市立保育園としてきちりに運営をしなければいけないという状況になっているということからしましても、今回、山間部に位置するこの三体幼稚園を廃止をして、廃園をするというのは、私は同意できないというふうに思います。少なくともこの今の休止状態をなんとか維持して、そして一人でも入園者がいれば、再びその幼稚園として復活ができるという体制は取っておくべきだというふうに思うのです。廃園をするということになりますと、全くそういう取組ができないということになりますので、今後の山間部の子

育てをどう支援していくかということの政策の大きな後退につながるものだという事を指摘をして、本案については反対をいたします。

○委員（植山利博君）

ないようですので、私が賛成討論をいたします。議案第85号に賛成の立場で討論をいたします。今回の議案は三体幼稚園を廃園とすることに伴う条例の所要の改正をするものであります。霧島市における公立幼稚園はこれまで5園あったわけですが、過去においてはもっとたくさんあったわけです。それでこれまでの国の政策の大きな流れの中でも、親御さんたち、保護者のニーズが非常に多様化する中で、なかなか公立幼稚園でその保護者のニーズに対応し切れない。また国も子育て支援という少子化対策ということで、子育てに対する非常に強い意識がここ四、五年出てきております。それに対する予算措置も大きく進展をみております。そういう中で、この三体幼稚園は過去において、平成28年度には4人の入園があり、平成29年、平成30年には2年連続で新入生がいない。そのため休園をしていたということです。質疑の中でその地域を対象の子供さんたちが22人、存在はするけれども、この22人のうちに19人は他の施設に入園している。2人が現在入園の申込中で一人が在宅で養育されていると。そして高千穂認定こども園が中心になって受け入れているわけですが、まだ子供さんを受け入れるキャパが十分あるというようなことで、そこの保育ニーズも十分多様な対応ができるということでもあります。ですからこの園を廃止をすることはやむを得ない。そして十分なその地域に住まれているお子さんたちを養育する園があるということでもありますので、この保育園の廃園はやむを得ない姿だというふうに思い、この本条例を可とすべきものであることを申し上げて、私の賛成討論といたします。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、討論を終わります。採決します。議案第85号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第86号 霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第86号、霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第86号は、子供の医療費の助成を非課税世帯の子供に対して、従来中学生までであったものを高校生まで〔同ページに訂正発言あり〕拡充をするということでもあります。同時にその窓口での無料化を今回取り入れていくということでもありました。そういう意味では大きな前進ではないのかなというふうに思うのです。鹿児島県内、19市の中でも実際に8市が18歳まで子ども医療費は無料にしているという状況からしますと、今回の改定は県の事業の改定があつて、霧島市もそれを取り入れると。県下同じような状況で提出をされているものではありませんけれども、今後の子ども医療費の無料化の拡充に、そして現物給付の拡充に大きく前進ができる展望を見出すことができる一つの案件ではないかというふうに思っています。

○委員（宮内 博君）

高校生までを18歳までに訂正させてください。

○委員長（平原志保君）

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第86号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第106号 指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第106号、指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第107号、指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第107号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第109号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第109号、請負契約の締結について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第109号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第110号 請負契約の締結について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第110号、請負契約の締結について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第111号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第111号、財産の取得について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第111号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第111号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第112号 財産の取得について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第112号、財産の取得について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第112号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## △ 陳情第7号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

○委員長（平原志保君）

次に、陳情第7号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書、自由討議に入ります。御意見はありませんか。休憩いたします。

「休 憩 午後 2時02分」

「再 開 午後 2時12分」

○委員長（平原志保君）

再開します。陳情第7号ですが、皆さまにお諮りしたいのですが、どのようにいたしましょうか。

○委員（植山利博君）

本日の質疑の中で、まだ答弁がされきっていないところもあるし、これは去年も出てきた案件だし、またコロナ禍の中で不透明な部分もありますので、今結論を出すよりも、もう少しコロナの全体像の霧島市内における医療施設等の状況も明確になることで議論を深めて結論を出せばいいというふうに思いますので、この陳情については、継続審査としていただきたいということを申し上げたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ただいま、継続審査という意見がございましたが、皆様継続ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、陳情第7号ですが、継続審査といたします。

## △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はないでしょうか。

○委員（植山利博君）

先ほどの財産の取得についてなのですけれども、今、初めての取組であって、また令和5年を目途にしていたものを、このコロナ禍の中で引き寄せたということもあって、学校側の対応、先生方の対応、これもなかなか厳しい状況があると思います。ですから子供たちの授業にどのように効率よく反映するのか、また、不適切な使用がないような教育、効率よく使うというようなこと、それから教材としての今後使いながらブラッシュアップをしていかなければならないところが多いと思いますので、そのところは強く指摘をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、お諮りします。委員長報告については、ただいまの御意見を集約して報告することとし、文言については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「一任」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

## △ 所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査について何か御意見はありませんか。[「従来どおり所管に関わる事項」と言う声あり]。所管に係る事項ということでよろしいでしょうか。そのようにさせていただきます。以上で閉会中の所管事務調査について終わります。

#### △ その他

○委員長（平原志保君）

次に、その他、委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、本日の日程は全て終了しました。これで、本日の委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時15分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保